

「第2次みやぎ学校安全推進計画」について

1 計画作成の趣旨

平成29年3月に、国において、学校安全に係る基本的方向性を示した「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定されたことを踏まえ、本県では同年11月、各学校等が「第2期宮城県教育振興基本計画」や「みやぎ学校安全基本指針」の考え方の具現化を図り、学校安全を推進していくための取組の参考となるよう、具体的な方策を示した「第1次みやぎ学校安全推進計画」を作成している。

令和4年3月に国が新たに「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定したことを踏まえ、本県の「みやぎ学校安全基本指針『追補版』」の方向性等も加えた上で、このたび、第1次計画の内容を更新するものである。

2 計画の期間

国の計画に準じ、令和4年度から5年間の期間とする。

なお、期間中の学校安全に関する新たな課題や知見等を踏まえ、適時見直し等を行うものとする。

3 検討の経過

東北大学災害科学国際研究所 今村文彦所長をはじめとする学校安全に関する学識経験者、仙台管区気象台、PTA連合会、宮城県警察本部及び県庁内関係各課長等で構成する「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」における検討を経て作成した。

4 計画の概要等

別添「第2次みやぎ学校安全推進計画の概要」等のとおり

5 今後の対応

- (1) 本計画は、毎年度開催する「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」において、参考指標の状況等を確認しながら、進行管理を行っていく。
- (2) 市町村における学校安全の取組の参考となるよう、各種会議や研修等を通じ、市町村教育委員会や市町村立学校等に対して本計画を説明の上、具体的な方策を踏まえた取組の推進について働きかけを行う。
- (3) 全教職員が計画の内容を理解し、学校安全に関する指導や地域、関係機関等と連携した安全体制の整備等に活用できるようにする。

「第2次みやぎ学校安全推進計画の概要」

I 本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題【計画P 2～5】

1 学校安全に関するこれまでの取組

- (1) 本県では、東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針」などを作成し、学校における安全管理体制の強化に努めるとともに、児童生徒等の防災意識の向上にも努めてきた。
- (2) 交通安全及び生活安全では、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための危険箇所点検や見守り活動、教育活動中の事故防止、訓練の実施等の課題に応じた対策が推進されてきた。
- (3) 令和元年10月の石巻市立大川小学校事故判決での教育委員会や学校に対する事前防災の重要性等の指摘を受け、県教育委員会が設置した「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の提言を踏まえ、令和3年4月に「みやぎ学校安全基本指針（追補版）」を作成し、学校防災相談窓口の設置や防災の専門家の派遣等、学校防災体制の充実に取り組んできた。

2 第2次みやぎ学校安全推進計画作成に向けた課題

【災害安全】

- (1) 教育委員会や学校における全ての教職員は、児童生徒等の命を守るという強い覚悟と、地域等と連携した学校防災体制の充実が求められている。
- (2) 県が最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深が公表。
- (3) 平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の東日本台風など多くの被害が発生。

【交通安全】

- (1) 県内の子供の交通事故（小・中・高校生が死傷した交通事故）は減少傾向にあるが、令和3年中の死者は2人、負傷者は363人。
- (2) 令和3年中の子供の交通事故は、自転車乗車中の事故が167人と最も多く、死者が1人。
- (3) 県内の小学校の通学路について、対策必要箇所は1, 378箇所（仙台市除く）。

【生活安全】

- (1) 令和3年4月に白石市内の小学校で、防球ネットが折損し、児童2名が死傷する事故が発生。
- (2) 県内の令和3年中の「子供と女性に対する声かけ事案等」の被害は1, 713件。
- (3) 県内のこども園に不審者が侵入した事件や、登校中の児童生徒への傷害事件が発生。

【共通課題】

- (1) 震災の発生から時間が経過することで、記憶が風化し、教育活動全般における学校安全の取組に関して、優先順位の低下が危惧される。

II 本県における今後の学校安全の推進の方向性【計画P 6～7】

【目指す姿】

- (1) 学校と地域が連携して、いかなる災害や様々な危険からも、児童生徒等の命を確実に守り、事故を未然に防ぐ学校安全部制の構築を目指す。
- (2) 全ての児童生徒等が、いかなる災害や様々な危険からも、自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けることを目指す。

III 学校安全を推進するための具体的な方策【計画P 8～29】

各方策では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校それぞれが取り組むべき内容を明記している。以下に、主な方策を記載した。

1 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実
- 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実
 - 危機管理マニュアルや避難訓練を、地域や関係機関等との連携により見直しを実施
- 学校における人的体制の整備
 - 安全担当主幹教諭及び防災主任を中心とした取組の推進
- 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実
 - 経験年数に応じた教職員等の研修における学校安全に係る研修内容の位置付け

2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 家庭、地域との連携・協働の推進
 - セーフティプロモーションスクール等のしくみを生かした持続可能な連携体制の構築
 - 通学時の見守り体制の強化
- 関係機関との連携による安全対策の推進
 - 原子力災害への対応訓練の実施
 - 地域住民と連携・協働した避難訓練や避難所開設訓練の実施

3 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検
 - 教職員の安全点検講習会の継続
 - 技術職員が在籍する部局との連携や民間委託等による安全点検の実施
- 施設・設備の安全性の確保のための整備
 - 非構造部材の耐震対策の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
 - 学校事故防止に係る研修事例集の作成と研修会の実施
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

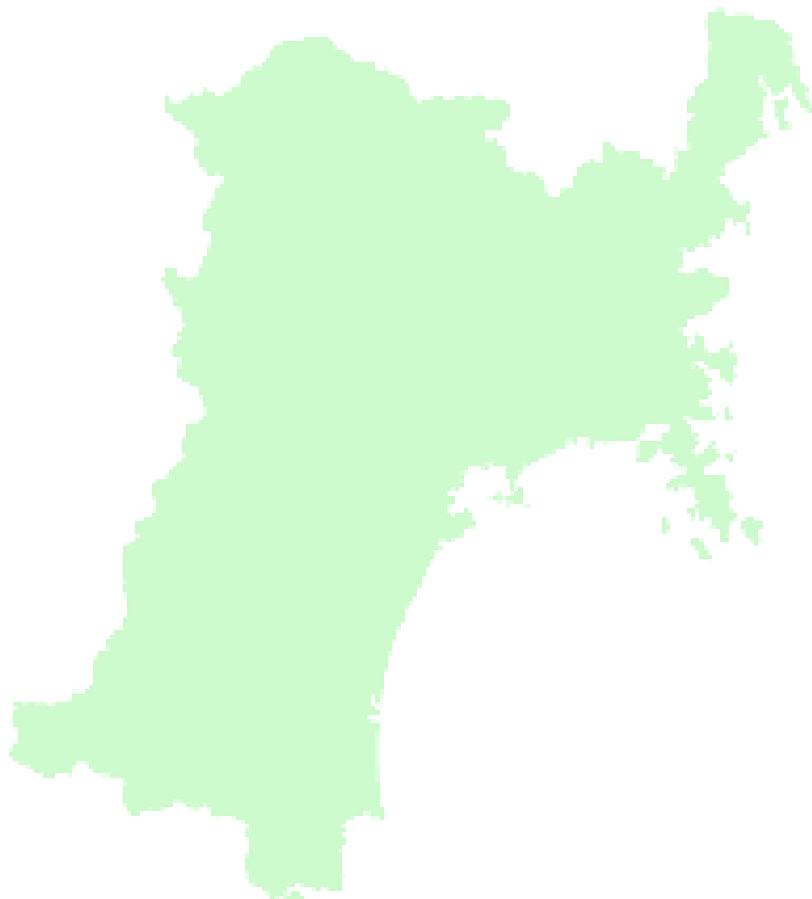
4 学校における安全に関する教育の充実

- 安全教育に係る時間の確保
 - 各教科等における防災副読本等を活用した、系統的・体系的な安全教育の実施
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実
 - 想定される災害や危機事象から、安全を確保するため実践的な避難訓練の実施
- 学校における教育手法の改善
- 現代的な諸課題への対応

5 東日本大震災等の教訓の継承

- 震災の教訓を風化させない校内研修の充実
- 「みやぎ防災ジュニアリーダー」の養成継続
- 被災地訪問等を取り入れた防災教育の支援
- 被災後の学校再開に向けた研修会の実施

みやぎ学校安全推進計画 (第2次)



児童生徒等の命を守る
地域と連携した学校安全の推進を目指して

令和4年10月

宮城県教育委員会

目 次

計画の作成に当たって	1
I 本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題	
1 学校安全に関するこれまでの取組	2
2 第2次みやぎ学校安全推進計画作成に向けた課題	3
II 本県における今後の学校安全の推進の方向性	
1 目指す姿	6
2 「第2次みやぎ学校安全推進計画」に基づく学校安全の総合的かつ効果的な取組の推進	6
3 方策と目標	7
III 学校安全を推進するための具体的な方策	
1 学校安全に関する組織的取組の推進	8
(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	
(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	
(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	
(4) 学校における人的体制の整備	
(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実	
2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	15
(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	
(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	
3 学校における安全管理の取組の充実	18
(1) 学校における安全点検	
(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	
(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	
(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	

4 学校における安全に関する教育の充実	21
(1) 安全教育に係る時間の確保	
(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	
(3) 学校における教育手法の改善 (幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信 も踏まえて)	
(4) 現代的課題への対応	
5 東日本大震災等の教訓の継承	27

IV 参考指標

・「第3次学校安全の推進に関する計画」（文部科学省令和4年3月策定） の各主要指標に掲げられた宮城県の状況	30
--	----

V 参考資料

・後世に伝えたい「8つ」の教訓 (「みやぎ学校安全基本指針」平成24年10月策定)	33
・新たな学校防災体制構築に向けた「4つ」の方針 「宮城県学校防災体制在り方検討会議」（令和2年12月報告）の提言を踏まえて (「みやぎ学校安全基本指針『追補版』」令和3年4月策定より)	34
・大川小学校事故防止のための対策に関する『24の提言』 (大川小学校事故検証委員会平成26年2月報告)	38

計画の作成に当たって

■ 計画作成の趣旨

本県では、学校保健安全法の改正を受けた国の「第1次学校安全の推進に関する計画」と、東日本大震災の教訓をもとに、学校安全三領域（災害安全、交通安全、生活安全）を網羅し、各学校等での安全教育、安全管理、組織活動推進の指針となる「みやぎ学校安全基本指針（以下、「指針」という。）」を平成24年10月に作成した。

令和3年4月には、令和元年10月の石巻市立大川小学校事故の判決において、学校等における事前防災の重要性等が明示されたことを受け、これまでの学校防災の取組検証と今後の取組の方向性の検討を目的に設置した「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の提言を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針『追補版』（以下、「追補版」という。）」を作成し、より一層の学校安全体制の構築に向けた方向性を示してきた。また、平成29年3月に、国において、学校安全に係る基本的方向性を示した「第2次学校安全の推進に関する計画」を作成したことを踏まえ、平成29年11月に各学校等が「指針」の具現化を図り、学校安全を推進していくための参考となるよう、具体的な方策を示した「第1次みやぎ学校安全推進計画」を作成した。

この「第2次みやぎ学校安全推進計画」は、国が令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定したことを踏まえ、本県の「追補版」の方向性等も加えた上で、各学校等が、その具現化を図り、学校安全を推進していく取組の参考とするよう、第1次計画の内容を更新したものである。

■ 計画の位置付け

本計画は、学校保健安全法第3条第3項において、学校安全の推進に関する計画の策定が努力義務とされていることを受け作成したものである。また、本県の「指針」及び「追補版」の方向性等に則って、県教育委員会として「いかなる災害や様々な危険からも、児童生徒等の命を確実に守り事故を未然に防ぐ学校安全体制の構築を図ることや、全ての児童生徒等が自分の命を守り他者を助ける力を身に付けること」を推進するものであるとともに、市町村教育委員会や各学校における学校安全の取組に際して、本計画を活用できるよう作成したものである。

■ 計画の期間

国の計画に準じ、令和4年度から5年間の期間とする。

なお、期間中の学校安全に関する新たな課題や知見等を踏まえ、適時見直し等を行うものとする。

■ 計画作成に係る検討組織

本計画は、東北大学災害科学国際研究所 今村文彦所長をはじめとする学校安全に関する学識経験者、仙台管区気象台、PTA連合会、宮城県警察本部及び県庁内関係各課長等で構成する「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」における検討を経て作成した。

■ 計画の進行管理

本計画は、毎年度開催する「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」において、参考指標の状況等を確認しながら、進行管理を行っていく。

I 本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

- ① 学校において計画的・継続的に安全教育を行うため、学校安全3領域（災害安全・交通安全・生活安全）を網羅した本県独自の指針



- ② 児童生徒等の防災意識の内面化を図るために作成した副読本



- ③ 大川小事故訴訟確定判決の指摘を踏まえ、これまでの本県の学校防災に係る取組検証と、今後取り組む方向性について検討を行い、提言を含む報告書がとりまとめられた。



- ④ 検討会議の提言を踏まえ、学校防災の取組で改めて留意すべき事項等を新たに「追補版」として取りまとめた。



- ⑤ 学校防災体制構築に向け参考となる資料や実践事例等を集約している。



1 学校安全に関するこれまでの取組

- 本県では、東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月）」^①（以下「指針」という。）、「みやぎ防災教育副読本『未来への絆』」^②（以下「副読本」という。）などを作成し、学校における安全管理体制の強化に努めるとともに、児童生徒等の防災意識の向上にも努めてきた。また、防災教育の推進と地域と連携した防災体制の強化を図るため、県内全ての公立学校に「防災主任」を校務分掌として位置付けるとともに、地域の拠点校に配置した「防災担当主幹教諭」を「安全担当主幹教諭」に名称変更し、学校安全3領域（災害安全・交通安全・生活安全）、いじめ対策・不登校児童生徒支援・心のケアにおける地域と連携した取組を推進するなど、役割の拡充を図ってきた。

- みやぎ学校安全推進計画の第1次計画において、各学校での災害安全では、学校教育活動全体を通じて、訓練等を含めた実践的な取組、地域の特性を踏まえた学校施設整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進してきた。また、交通安全及び生活安全では、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための危険箇所点検や見守り活動、教育活動中の事故防止、不審者侵入に対応した危機管理マニュアルや防犯設備の整備、訓練の実施等の課題に応じた対策が推進してきた。

- 特に、令和元年10月には、石巻市立大川小学校事故に関する国家賠償等請求事件（以下、「大川小学校事故訴訟」という。）の最高裁判所の決定により控訴審判決が確定し、教育委員会や学校に対し、事前防災の重要性とその責務が明示されたこと受け、県教育委員会では、有識者からなる「宮城県学校防災体制在り方検討会議」^③（以下「検討会議」という。）を設置し、これまでの学校防災の取組の検証と、「今後いかなる災害にあっても、児童生徒等の命を確実に守る学校防災体制の構築」に向けて必要とされる提言が示された。

- この提言を踏まえ、本県では、令和3年4月に「みやぎ学校安全基本指針（追補版）」^④を作成し、学校防災相談窓口の設置や「学校防災アドバイザー」として防災の専門家の派遣、また、「学校防災マニュアル見直しの手引」を含む「学校防災ポータルサイト」^⑤を立ち上げ、利便性の向上と学校防災体制の充実に向け支援をしてきた。

6 東日本大震災後の大川小学校



【写真：県教育委員会】

7 大川小学校事故訴訟の判決における教育委員会や学校に対する学校防災上の主な指摘

- 1 学校が安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、地域住民が有している平均的な知識及び経験よりも、遙かに高いレベルのものでなければならない
- 2 学校が津波によって被災する可能性があるかどうかを検討するに際しては、津波浸水域予測を概略の想定結果と捉えた上で、実際の立地条件に照らしたより詳細な検討をすべき
- 3 学校は、独自の立場から津波ハザードマップ及び地域防災計画の信頼性等について検討すべき
- 4 学校は、危機管理マニュアルに、児童を安全に避難させるのに適した避難場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載すべき
- 5 教育委員会は学校に対し、学校の実情に応じて、危機等発生時に教職員が取るべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの作成を指導し、地域の実情や在校児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、不備がある時にはその是正を指示・指導すべき

8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定

【宮城県】



9 令和元年東日本台風被害の様子（浸水した丸森町中心部）



【写真：宮城県】

2 第2次みやぎ学校安全推進計画作成に向けた課題

【学校安全3領域の課題】

【災害安全】～東日本大震災の教訓から～

- 尊い命や住み慣れた街並など、かけがえのない多くのものを一瞬にして奪い去ってしまった「東日本大震災」から11年が過ぎた。県内の児童、児童生徒については395名、教職員は22名が亡くなり、未だ35名が行方不明となっている。また、特に石巻市立大川小学校⁶においては、避難途中で児童や教職員が津波に襲われ、70名の児童及び10名の教職員が亡くなり、未だ4名の児童が行方不明となっている。
- 令和元年10月には、この大川小学校事故訴訟の判決において、教育委員会や学校に対し、事前防災の重要性とその責務が明示⁷されている。このことを踏まえ、県教育委員会が設置した検討会議では、今後いかなる災害にあっても、児童生徒等の命を確実に守れるよう、学校防災に係る関係者が一体となって、盤石な学校防災体制を築き上げていくための提言が示された。年月の経過とともに、震災の記憶や教訓の風化が懸念される中、教育委員会や学校における全ての教職員には、石巻市立大川小学校のような悲しい事故を二度と繰り返さないよう、児童生徒等の命を守るという強い覚悟と、地域等と連携した学校防災体制の充実が求められている。
- 東日本大震災の余震は、いまだに続いている。令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震では、県内で震度6強が観測された。また、令和4年5月には、本県において、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）が公表⁸されるなど、今後も大規模な地震や津波が発生することに備えた、常に高い防災意識を持ち続けなければならない。
- 平成27年9月の関東・東北豪雨に続き、令和元年10月には東日本台風により多くの被害⁹が発生しており、さらに本県は3つの活火山を抱えているため、県内どの地域においても自然災害が起こり得る状況にあることから、その対策も急務となっている。
- また、原子力災害発生時に迅速な対応がとれるよう、学校と自治体防災担当部局や地域が連携した避難方法等の在り方も課題となっている。

10 国の交通安全基本計画に基づき 11 次にわたる「宮城県交通安全計画」が作成され、自治体、関係機関、団体と緊密な連携の下に交通安全対策が実施されている。

11 「子供の交通事故発生状況」
令和3年中の死傷者数（前年人数）

小学生	中学生	高校生
116 (163)	68 (60)	181 (198)

【宮城県警察本部】

12 「自転車の交通事故発生状況」
(令和3年中)

区分	小学生	中学生	高校生
死傷者数	12	28	127
死者数	0	0	1
負傷者数	12	28	126

【宮城県警察本部】

13 自転車安全利用条例チラシ



14 復旧・復興工事が進む道路状況
【歩道がなく通行量の多い通学路】



【写真：宮城県】

15 通学路合同点検実施状況
(仙台市を除く) 令和4年3月現在
合同点検箇所数 1,028 箇所
対策必要箇所数 1,378 箇所

※対策必要箇所数は、今回の合同点検箇所と、既に合同点検実施済であるが、まだ対策を講じられていないかった箇所のうち、対策が必要となつた箇所数

16 白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故調査答申書・概要版



【交通安全】

○ 交通安全については、「宮城県交通安全計画」**10**に基づき、昭和46年から、児童生徒等の交通安全対策を行っており、令和3年からは、第11次交通安全基本計画に基づいて実施してきている。県内の子供の交通事故（小・中・高校生が死傷した交通事故）は減少傾向にあるが、令和3年中の死者は2人、負傷者は363人**11**となっており、その事故防止が喫緊の課題となっている。

○ 令和3年中の子供の交通事故は、自転車乗車中の事故が167人と最も多く、死者が1人となっている。中でも、**高校生の自転車乗用中の事故負傷者は126人****12**となっている。自転車の事故では、加害者になるケースも発生することから、本県では、「**自転車安全利用条例**」**13**が令和3年4月に施行され、自転車損害賠償保険等への加入義務化や、自転車乗車用ヘルメットの着用促進などが進められており、交通ルールの徹底に加え、自転車利用者等の責務や万が一に備えたヘルメット着用による安全確保の徹底をしていくことが課題となっている。

○ 震災から11年が経過し、沿岸部の道路は整備も進んできた。しかし、県内各地において大雨や地震等での復旧・復興工事のための大型車両等が通学時間帯に行き交う現状はいまだにあり**14**、児童生徒等の通学の安全確保が課題となっている。

○ 令和3年6月に、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、県内の小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施したところ、**対策必要箇所は1,378箇所**（仙台市除く）**15**であった。今後も継続した危険箇所の把握を、地域や保護者等からのヒヤリハット事例等を踏まえて抽出し、対策を講じていくことが課題となっている。

【生活安全】

○ 令和3年4月に、白石市内の小学校において、防球ネットが折損し、児童2名が死傷する事故**16**が発生しており、学校における施設・設備の安全点検を組織的に行い、事故の再発防止に努めていくことが課題となっている。

17 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JAPAN SPORT COUNCIL）は、我が国における「スポーツの振興」と「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的専門機関である。

18 JSCによる災害共済給付において令和3年度に医療費等を支給された災害（死亡含む）の発生件数（幼稚園、保育所等含む）

19 「子供と女性に対する声かけ事案等の件数」

	声かけ・つきまと い事案	特異事案(のぞき・ 盗撮等卑わい言 動・暴力行為)
令和3年	284	1,429
令和2年	187	1,389

【宮城県警察本部】

20 登米市豊里こども園で、包丁を持った男が学校に侵入し、教職員に取り押さえられる事件が発生した。

21 平成19年には、県内小学校の正門付近で、登校中の小学生女子児童が男に刃物で刺される事件が発生した。また、令和4年7月には、登校中の中学生が、男に刃物で切りつけられる事件が発生している。

22 栗原市のため池で、釣りをして遊んでいた小学生が転落し、死亡する事故が発生した。

23 国「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

24 国「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

25 令和3年度の登下校の見守りを行う学校ボランティアは、小学校で91.8%と高いが、学校安全ボランティアの人数は減少している。

ボランティア数 19,258人
(R2年度より3,035人減少)

○ 県内における令和3年度の学校管理下の負傷・疾病事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC¹⁷」という。）の統計によると、年間で16,083件発生¹⁸しており、発生率では、全国平均を上回っている。特に、小学校では休憩時間中、中学校・高等学校では、課外活動中の発生が多く、引き続き事故防止に向けた取組が求められる。

○ 県内における令和3年中の「子供と女性に対する声かけ事案等」の被害は1,713件¹⁹であり、その約6割が小・中・高校生で、小学生の被害は全体の約3割を占める。登下校の時間帯で発生する傾向があり、その対策が課題となっている。

○ 令和3年11月に登米市こども園に不審者が侵入し、園児や教職員等の安全を脅かす事件²⁰が発生した。また、登校中の児童生徒への傷害事件²¹が発生しており、学校内外を問わず、児童生徒等に危害が加えられないよう対策が課題となっている。

○ 令和4年4月には、栗原市で小学生がため池に転落し死亡する事故²²が発生しており、危険箇所への対策が課題となっている。

○ SNSの普及²³により、全国的に児童生徒が安易に有害な情報や危険な情報にアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースが増えてきておりほか、性犯罪・性暴力への対策²⁴も課題となっている。

【共通課題】

- 震災の発生から時間が経過することで、記憶が風化し、教育活動全般における学校安全の取組に関して、優先順位の低下が危惧される。全ての教職員が児童生徒等の安全管理や安全教育に関わり、いかなる災害や様々な危険からも児童生徒の命を守れるよう、全ての学校において質の高い学校安全の取組を推進することが重要である。
- スクールガードなどの学校ボランティアが減少傾向にある²⁵中、児童生徒等の安全を支える方々の存在は大きい。児童生徒等の安全を地域ぐるみで組織的に取り組み、持続可能な学校安全体制を整えていくこととともに、管理職や防災主任等を中心とした学校安全の取組を地域や関係機関と連携して行い、第三者の意見を踏まえるなど、よりよい取組へと改善していくことが必要である。

II 本県における今後の学校安全の推進の方向性

本県における学校安全の基本的な考え方

- ・東日本大震災の厳しい教訓及び「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の提言を踏まえ、いかなる災害や様々な危険からも、児童生徒等の命を確実に守る地域等と連携した学校安全管理体制の確立
- ・事件・事故・災害等から自らの命を守るために、安全を我が事として考え、主体的に行動できる力の育成
- ・安全教育の指導時間の確保、より有効な教育手段の導入
- ・セーフティプロモーション*の考え方を参考にした学校安全の取組の推進

*WHOが提唱する、傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとする考え方

1 目指す姿

- (1) 学校と地域が連携して、いかなる災害や様々な危険からも、児童生徒等の命を確実に守り、事故を未然に防ぐ学校安全体制の構築を目指す。
- (2) 全ての児童生徒等が、いかなる災害や様々な危険からも、自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けることを目指す。

2 「第2次みやぎ学校安全推進計画」に基づく学校安全の総合的かつ効果的な取組の推進

「第3次学校安全の推進に関する計画」
(令和4年3月策定)

「みやぎ学校安全基本指針」
(平成24年10月)・
「同指針追補版」(令和3年4月)
「犯罪のないみやぎ安全・安心
まちづくり基本計画(第4期)」
(令和3年3月策定)

「第2期宮城県教育振興基本
計画」(平成29年3月策定)
「新・宮城の将来ビジョン」
(令和2年12月策定)

大川小学校事故検証委員会
「提言」(平成26年2月)
宮城県学校防災体制在り方
検討会議「提言」
(令和2年12月)

「第2次みやぎ学校安全推進計画」

令和4年10月策定

「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進することを目的に
具体的方策を示す。【期間 令和4年度から5年間】

- 本計画の進行管理(保健体育安全課)
- 市町村教育委員会との連携
- 取組の方向性の共有
- 家庭や地域、関係機関等との連携
- 安全担当主幹教諭、防災主任等を中心とした本計画の活用
- 取組状況の評価と見直し

【学校安全3領域】
「災害安全」「交通安全」「生活安全」

総合的
効果的

【学校安全の主要活動】
「安全教育」「安全管理」「組織活動」

児童生徒等の命を守る地域と連携した学校安全の推進

3 方策と目標

以下の取組を、教育委員会、地域や関係機関等と連携して推進する。

1 学校安全に関する組織的取組の推進

- 目標 1** 全ての学校において、学校安全を学校経営に明確に位置付け、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられる校内体制を構築する。
- 目標 2** 全ての学校において、学校種や児童生徒等の発達の段階に応じた学校安全計画の見直しを含むP D C Aサイクルの確立を目指す。
- 目標 3** 全ての学校において、危機管理マニュアルが、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、市町村担当部局や専門家の協力を得ながら、訓練等の検証結果、事故・災害事例の教訓等を反映し、常に実践的なものとなるよう改善を行う。
- 目標 4** 全ての学校で、学校安全の中核を担う教職員を中心とした学校安全計画の内容及びそれに基づく取組の実効性を高める。
- 目標 5** 全ての学校で、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、実施する。

3 学校における安全管理の取組の充実

- 目標 9** 安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進する。
- 目標 10** 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。
- 目標 11** 全ての学校において、施設・設備を適切に維持管理するため、学校教職員における安全管理の意識及び点検技能の向上を図るとともに、専門的な点検については、技術職員が在籍する建設部局との連携や民間委託等を活用するなど、安全点検実施体制を強化する。
- 目標 12** 全ての学校において、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。
- 目標 13** 全ての学校において、重大事故の予防のためのヒヤリハット事例を定期に共有し研修する。

2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 目標 6** 全ての学校において、学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、学校安全の観点を組み入れた学校運営に地域ぐるみで取り組む。
- 目標 7** 全ての学校において、地域の実情に応じた効果的な通学時の安全対策を関係機関等と連携して実施する。
- 目標 8** 避難所としての活用が予定される学校においては、自治体の防災担当部局等や地域の防災組織（自主防災組織等）などと平時から連携体制を構築しておく。

4 学校における安全に関する教育の充実

- 目標 14** 全ての学校において、安全教育を保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施する。
- 目標 15** 全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。
- 目標 16** 各学校において、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組む。
- 目標 17** 全ての学校において、現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画について、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付ける。

5 東日本大震災等の教訓の継承

- 目標 18** 全ての学校において、定期的な「震災伝承の日」などを地域の実情を踏まえて設定する。
- 目標 19** 東日本大震災の教訓を次世代へ継承するため、副読本の活用や震災遺構の訪問などの学習を取り入れるなど、防災を我が事として考え行動できる児童生徒を育成する。

III 学校安全を推進するための具体的な方策

1 学校安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け

26 校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会を設置すること等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。（第3次学校安全の推進に関する計画より）

【課題と方向性】

- 東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、各学校では、地域の特性を踏まえた災害や様々な危険から児童生徒等の命を守ることを大前提に取組を進めており、学校評価にも学校安全に関する項目を位置付けている。
- 校内安全委員会²⁶が、全ての学校で設置され、校長のリーダーシップの下、組織的・計画的な活動が進められる校内体制にしていくことが求められる。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 市町村教育委員会と連携を図り、各学校の状況を把握とともに、学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進する。

県教育委員会・市町村教育委員会

- 学校経営における学校安全の位置付けに当たっては、災害安全・交通安全・生活安全など、児童生徒等を取り巻く危険全てを対象に取り組めるよう学校を支援する。

学校

- 各学校において、学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会を設置することなどにより、学校安全に関する適切な役割分担と職員間の共通理解に基づく対応ができる校内体制を構築していく。

(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

【課題と方向性】

- 全ての学校において学校安全計画が作成され、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修などが実施されている。
- 学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（P D C A）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要がある。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 各学校の学校安全計画の内容に関して定期的に点検・指導し、改善を加えるP D C Aサイクルを確立できるよう学校を支援する。

学校

- 学校安全計画自体の見直しを含むP D C Aサイクルを確立するため、定期的に評価・点検し、次の対策につなげるセーフティプロモーションスクール²⁷などの考え方を取り入れたり、学校医等の参画を得たりするなど、より効果的に学校安全活動を充実させていく。

(3) 危機管理マニュアル²⁸に基づく取組内容の充実

【課題と方向性】

- 大川小学校事故訴訟の判決で指摘された「安全確保義務」について、学校においては、高いレベルの防災知見に加え、実際の立地条件等を踏まえた災害リスクやハザードマップ等の詳細な検討・検証が求められており、教育委員会においては、学校の危機管理マニュアルが地域や学校の実情を踏まえた内容となっているかについての確認と不備の是正等が求められている。
- 地域の災害特性を十分に踏まえたマニュアルとするため、その見直しにあたり、専門的知見を有する専門家による助言が有効である。
- 河川による浸水区域²⁹や土砂災害警戒区域³⁰に位置する学校は、その安全対策を十分に進める必要があり、マニュアルの内容についても引き続き改善が求められる。

27 学校安全に関する指標（組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（3年間程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認証する取組。

28 学校保健安全法第29条に基づき各学校で作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領」
【作成・見直しする際の参考資料】



29 河川の浸水区域に位置し、自治体の地域防災計画で要配慮者利用施設に指定されている学校園
(令和3年8月時点)
※仙台市立学校除く

【136校園】

- ・避難確保計画の作成 100%
- ・令和3年度内の避難訓練実施 100%

30 土砂災害警戒区域に位置し、自治体の地域防災計画で要配慮者利用施設に指定されている学校園
(令和3年8月時点)
※仙台市立学校除く

【58校園】

- ・避難確保計画の作成 100%
- ・令和3年度内の避難訓練実施 100%

31 令和4年5月、県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域や水深を公表



32 県内の学校と地域が連携した防災の取組等を支援するため、宮城県教育庁内に設置。防災に係る専門的な知見が必要となる場合は、防災に関する専門的な知見を有し、学校等への様々な助言実績のある専門機関等から派遣し、助言等を行う。



33 見直しを行う際のポイントや考え方などをまとめた。



34 昨今の頻発する大雨等の災害対応も含めたものに改訂した。



35 「学校防災マニュアル見直しの手引」や「学校防災マニュアル（改訂版）など学校防災体制等の充実に役立つ資料など掲載



36 県教育委員会や市町村教育委員会では、学校の防災マニュアルを点検し、不備があれば指導・是正を行っている。

- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定図」の公表（令和4年5月）³¹に伴い、津波の浸水が想定される学校が増加したことから、マニュアルの見直しや津波を想定した避難訓練の確実な実施などその安全対策を十分に進める必要がある。
- マニュアルは作って終わりではなく、実効性のあるものとなるよう、避難訓練等により課題を抽出し、その改善を図ることが求められる。
- 本県においては、災害安全、交通安全、生活安全の3領域に関し、全ての学校で危機管理マニュアルが作成されているが、地域及び校種によってその整備や取組に課題が見られる。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 学校防災に係る相談窓口の設置や、大学などの専門機関の協力による「学校防災アドバイザー」の派遣³²により、外部の有識者等の知見を加えて、危機管理マニュアルの見直しを行う学校や市町村教育委員会の取組を支援する。
- 県教育委員会が作成した「学校防災マニュアル見直しの手引」³³や「学校防災マニュアル作成ガイド（改訂版）」³⁴を参考に見直しを行うよう求めるとともに、見直しの実践事例等を、「みやぎ学校防災ポータルサイト（みやぼう）」³⁵で随時更新する。
- 各学校における危機管理マニュアルの見直しに際しては、学校を取り巻く危機事象を押さえた上で、幼稚園や特別支援学校を含めた各校種に対応した情報を提供する。

県教育委員会・市町村教育委員会

- 各学校の危機管理マニュアルを点検³⁶し、各学校に検証・改善等を促す。その際、学校における防災体制がより強固なものとなるよう、各自治体の防災部局や防災関係機関、あるいは大学などの専門機関等と連携しながら、学校における取組の指導や支援を行う。防災マニュアルについて、地震や津波、風水害など地域で起こりうる全ての災害や、地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した内容となっているかを定期的に点検し、不備の是正指導や課題解決への協力をするとともに、学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導する。

37 県教育委員会による実地調査



【写真：県教育委員会】

38 自治体防災担当部局との確認

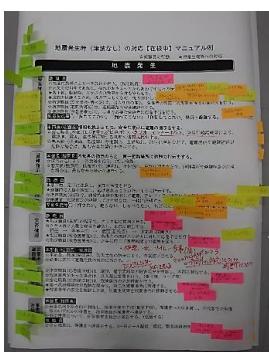


【写真：県教育委員会】
地域住民と被災箇所を確認



【写真：県教育委員会】

39 組織的に対応するための校内研修



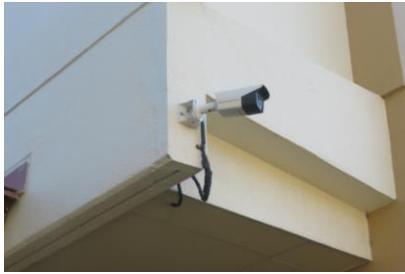
【写真：県教育委員会】

- 二次・三次避難場所や避難経路が適切なものであるかについて実地調査³⁷を行い、不備があれば是正を指示するなど、地域の災害特性等を十分に踏まえ、学校における事前防災が常に適切なものであるよう指導する。
- 緊急地震速報の受信機器や不審者情報に関する情報共有システムなどの設備の整備を推進する。
- 避難所となった場合には、学校が地域の情報拠点の役割を担うことが想定されることから、Wi-Fiスポットの開放や地上デジタル放送の受信機確保などについても準備する。

学校

- 学校長は、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの専門機関、あるいは地域の自然環境や過去の災害などの実情に詳しい住民や地域の防災リーダー等と連携しながら、学校が立地する地域における過去の災害での被災箇所や、河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の状況を確認³⁸し、学校防災マニュアル等や避難訓練の内容が地域の災害特性等を踏まえ適切なものとなるよう、適宜見直しを行う。
- 学校長は、防災マニュアル等に地震や津波、風水害など地域で起こりうる全ての災害や、地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した内容を明記するとともに、過去の災害やハザードマップなどの想定を超えるような災害に備えた複数の避難場所や避難経路を設定し、それらが適切かどうかを訓練等を通じて検証する。
- 学校長は、災害時における教職員それぞれの役割分担や責任を明確にし、教職員間での共通理解を徹底した上で、管理職や防災主任などの防災担当者の不在時に災害が発生しても、残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者不在時における権限委譲ルールを明確化する。
- 防災主任などの防災担当者は、災害発生時にどの担当者が不在でも組織的に対応できるよう、それぞれの役割や内容について理解を浸透させるための校内研修等を定期的に実施³⁹する。
- 危機管理マニュアルを策定・見直しする際には、「学校防災マニュアル見直しの手引」や「学校防災マニュアル作成ガイド（改訂版）」等を参考に地域特性等を十分に踏まえて取り組み、作成後は、保護者や地域住民とも共有する。
- また、外部有識者の協力を得ながら、マニュアルの策定・見直しを行い、実践的なものに改善する。

④ 防犯カメラ



【写真：県教育委員会】

⑤ 防犯設備・器具



【写真：県教育委員会】



【写真：県教育委員会】

○ なお、消防設備やAED、防犯カメラ^④やセキュリティ等の防犯設備・器具等^⑤については、定期的な点検・管理をし、設置場所の適正化を図るとともに、使用訓練を行う。

○ これらの設備等については、定期的に点検していてもライフラインの寸断等により使用できなくなるケースがあることから、代替の対応方法についても検討しておく。

(4) 学校における人的体制の整備

【課題と方向性】

- 安全担当主幹教諭を配置した学校を地域の安全教育の拠点校とし、また、全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に防災主任を校務分掌として位置付け、学校安全計画及び防災教育全体計画に基づいた安全教育や安全管理、地域と連携した取組の充実が図られてきている。
- 安全担当主幹教諭及び防災主任が中心となり、安全管理・安全教育が地域と連携して組織的に取り組まれており、学校安全の役割を担う人的体制の整備に引き続き取り組むことが求められる。

<安全担当主幹教諭と防災主任の主な役割>

*配置人数は令和4年度の実績

	安全担当主幹教諭	防災主任				
配置	仙台市除く全市町村78人 (地域の拠点となる小・中学校に配置)	仙台市を除く公立学校452校465人 (内 安全担当主幹教諭の兼務あり)				
役割	<p>【防災担当主幹教諭の役割】(従前の役割) ○域内の小・中学校等の防災主任への支援 ○学校と地域が連携して防災教育を推進していく体制の整備 ○防災教育に関する相談、情報提供 ○小・中学校等の教員に対する研修への協力 ○合同防災訓練等の実施に向けた、地域内の学校と自治体防災担当部局との連絡調整 等</p> <p>※これを学校安全の3領域【災害安全、交通安全、生活安全(防犯含む)】に拡大</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【いじめ対策・不登校支援・心のケアに係る地域連携に関する業務】</p>	<p>学校での防災教育の推進、防災体制の強化の中心的な役割と自校の地域連携推進のコーディネーター役として</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【校内】</th><th style="text-align: center;">【校外】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育計画の立案・実践 ・防災訓練等の企画・実施 ・校内研修の企画 ・防災マニュアルの作成・見直し ・災害応急対応(中心) ・避難所運営への支援 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部局との連絡調整 ・地域合同訓練、避難所運営訓練の実施等 ・学校間との情報交換、実践交流 ・地域関係機関(町内会、企業、施設等)との連絡調整・連携推進 </td></tr> </tbody> </table> <p>※平常時だけでなく、災害発生時の対応や復旧時においても中心的な役割を担う。</p>	【校内】	【校外】	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育計画の立案・実践 ・防災訓練等の企画・実施 ・校内研修の企画 ・防災マニュアルの作成・見直し ・災害応急対応(中心) ・避難所運営への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部局との連絡調整 ・地域合同訓練、避難所運営訓練の実施等 ・学校間との情報交換、実践交流 ・地域関係機関(町内会、企業、施設等)との連絡調整・連携推進
【校内】	【校外】					
<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育計画の立案・実践 ・防災訓練等の企画・実施 ・校内研修の企画 ・防災マニュアルの作成・見直し ・災害応急対応(中心) ・避難所運営への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部局との連絡調整 ・地域合同訓練、避難所運営訓練の実施等 ・学校間との情報交換、実践交流 ・地域関係機関(町内会、企業、施設等)との連絡調整・連携推進 					

【具体的な方策】

県教育委員会

- 学校安全の中核となる安全担当主幹教諭及び防災主任の役割や組織体制の在り方を示し、市町村教育委員会や学校と連携を図りながら、地域との連携における効果的な実践の整理・検証などを行う。

- 宮城県教職員研修計画（以下「研修計画」という。）に基づく、安全担当主幹教諭及び防災主任の研修において、最新の知見や研究成果等を取り入れるなど、効果的な研修の充実を図る。
- 先進的な取組を行う学校に対し、国のモデル事業等の制度を活用した支援を行う。

42 県、県民、事業者及び自治体が一体となって災害対策を推進することを目的に平成21年4月に制定された、「震災対策推進条例」に基づく、知事が認定する地域防災リーダー



【写真：県教育委員会】

**新規採用教職員研修
(視察先)**

- ・石巻市震災遭構大川小学校
- ・気仙沼市東日本大震災遭構・伝承館
- ・震災遭構仙台市立荒浜小学校
- ・山元町震災遭構中浜小学校



【写真：県教育委員会】

44 教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関する習得しておくべき事項を紹介

The screenshot shows the homepage of the 'School Safety e-Learning Course'. The main title is '初任者等向け研修' (Training for Initial Educators). Below it, there's a large image of a tree and the text '生きる力をはぐくも 学校での安全教育' (School Safety Education that nurtures life force). At the bottom, there's a note: '初任者等向け研修は、教職員となって1年目からおむね3年目程度の方を対象とした研修です。' (This training is for initial educators who have been teaching for about 1 year and until approximately 3 years later).

県教育委員会・市町村教育委員会

- 安全担当主幹教諭を中心として、自治体内、域内の学校が円滑な連携を引き継ぎ行えるよう指導や支援を行う。
- 安全担当主幹教諭には、研修計画に基づく研修のほか、「宮城県防災指導員⁴²養成講習」や、学校安全の中央研修を受講させるなどにより、域内の学校への学校安全推進に係る指導力を養成する。

学校

- 国及び県の取組を踏まえて、安全担当主幹教諭及び防災主任並びに交通安全や生活安全の中核となる教職員の役割を明確化し、各学校における安全の取組を推進していく。
- 管理職のリーダーシップの下、教職員全体で組織的に学校安全に取り組む組織体制づくりを進める。

(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

【課題と方向性】

- 検討会議の提言では、全ての教職員は、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、不測の事態にも対応できる力を養成する必要があることが示されている。
- 県教育委員会では、全ての新任校長及び新規採用教職員を対象に、被災地訪問による研修⁴³を実施し、東日本大震災当時の状況を深く理解し、子供の命を守る意識の醸成を図っている。
- 全ての教職員が、学校安全に関する資質を向上することは、児童生徒等の安全確保に直結するため、安全担当主幹教諭や防災主任、管理職等を対象とした研修の他、宮城県教職員研修計画においては、経験年数に応じた学校安全の研修に、「教職員のための学校安全e-ラーニング（文部科学省）」⁴⁴を取り入れており、今後も継続していく必要がある。
- 全ての学校で、学校安全に関する校内研修が実施されているが、時間の確保など課題がある。

45 教職員の災害対応力を高める研修事例

3-4 教職員の災害対応力を高める研修事例

(1) ブラインド型の避難訓練

訓練の進め方

○災害はいつ起こるか分かりません。災害発生時に教職員も全員がいるにも限りません。

そういう観点から、いつ災害が起こっても、児童生徒等の安全が確保できるよう、事前に訓練のシナリオを示さずに「ブラインド型の避難訓練」を取り入れることにより、教職員の災害対応力を高める。

訓練の実施における課題

○訓練を計画する避難訓練の担当者は、ブラインド型の避難訓練により、どのような課題を確認するかなどの訓練のシナリオを詳細に作成し、管理職等に相談していく必要があります。

○特に、教職員においては、災害発生時ににおいても児童生徒等の安全確保をする立場であることをから、危な児童生徒に対してでも、適切な安全確保の指示及び、災害の規模や被災状況等による臨機応変な避難誘導等につながったかを確認できるように、客観的な視点で評価する教職員を設定しておることも有効である。

訓練全般において、災害対応や被災状況等をあさりに実施する例

○教職員や児童生徒等に全ての抜け打てで実施する方法もありますが、例えば、1週間以内のどこかの時間帯から実施するなどどちらかで実施する方法もあります。

○訓練開始後に初めて告げられる災害発生状況により、全体指揮者（管理職等）による教職員への指示、教職員による児童生徒等の安全確保や避難誘導の指示等を行う。

2 緊急避難訓練

○訓練の一環において、避難訓練の計画に示していない、教職員の臨機応変な対応が求められる状況を追加する方法もある。

○例えば、想定していた避難経路が封鎖されていること、安否が確認されない児童生徒等がいる、けが人が発生したことなどが考えられる。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 新任校長や新規採用教職員に対し、当時の経験や教訓を生の声で伝える被災地訪問による研修を継続して実施する。
- 「学校防災マニュアル見直しの手引」に掲載している、**教職員の災害対応力を高める研修事例**⁴⁵を参考に研修の充実が図れるよう市町村教育委員会や各学校に周知する。
- 児童生徒等の負傷等の現状を踏まえ、各学校が活用できる学校事故防止に係る教職員の研修事例集を開発する。

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 総合教育センター等における安全担当主幹教諭や防災主任の研修、各教職員の経験年数等に応じた研修⁴⁶を充実させる。研修においては、地域特性を踏まえた安全課題、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、事故発生時の対応等に関する内容を取り扱う。

学校

- 児童生徒等の実態や地域の特性に応じ、学校の課題を踏まえた危機管理マニュアルに基づく学校安全に関する校内研修や実践的な訓練を行う。
- 地域の災害特性や様々な状況下での災害対応について学ぶ校内研修については、新しく転入する教職員がいることから、毎年度実施し、児童生徒等の命を守る教職員としての意識の「伝承」を図る。

その際、自校における震災をはじめとする過去の災害発生時における教職員の対応事例を知る内容を取り入れるなど、今後の災害時の対応を考えていく上で参考とできるようにする。

2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

47 県教委主催スクールガード養成研修会の様子



【写真：県教育委員会】

48 「学校防災アドバイザー」を活用した支援事例

○学校、自治体防災担当部局との災害時の避難行動や避難所開設等を研修



【写真：県教育委員会】

○災害発生時の避難場所の検討と地域と連携した体制整備



【写真：県教育委員会】

49 大学等専門機関の助言等を基に、地域や関係機関等と連携した防災マニュアルの見直しや避難訓練等を行うなど、地域ぐるみの新たな学校防災体制等の構築に係る実践研究

(1) 家庭、地域との連携・協働の推進

【課題と方向性】

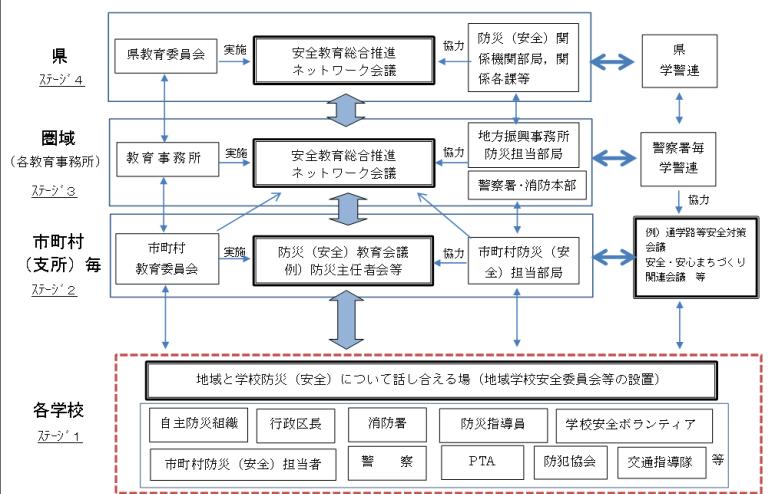
- 登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。そのため、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常に児童生徒等の命や安全を守ることにつながる。
- 検討会議の提言では、日頃から学校と地域が、緊密な連携・協働体制を構築し、震災の経験や教訓、あるいは地域の災害特性等に係る知見を共有するとともに、学校と地域が方向性を一つにして、地域ぐるみで学校防災マニュアルの作成・見直しや防災訓練の実施といった取組を継続的に行なうことが重要であることが示されている。
- 災害発生時の対応を共有するための学校と地域住民との連携した避難訓練の実施を推し進める必要がある。
- 各地域において、登下校の見守りを行うスクールガード等の養成・研修⁴⁷を推進してきたが、見守りを行う地域人材が減少傾向にある。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 地域と連携した学校防災体制構築のため、専門的な知見を有する学校防災アドバイザーの派遣⁴⁸により支援するとともに、各学校の取組の参考となるよう実践協力校の先進事例⁴⁹を周知する。
- みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議等の機会を活用し、各学校が地域等と連携した学校安全を推進できるよう支援する。

「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」



50 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

51 PTA, 地域のボランティア, 自治会, 警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議



【写真：県教育委員会】

52 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

53 保護者等と連携した施設・設備の安全点検の取組



【写真：県教育委員会】

- 安全担当主幹教諭や学校と地域の円滑な連携を促す地域コーディネーターを養成し、積極的活用を促すとともに、大学などの専門機関や各自治体防災部局、防災関係機関等と協働による支援を行う。
- 地域が一体となって児童生徒等の安全確保を図るため、自治体及び各学校における**地域学校協働活動⁵⁰**を推進し、日頃からの学校、家庭、地域の連携・協働体制をさらに強化する。
- 子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、効率的で継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

市町村教育委員会・学校

- **地域学校安全委員会⁵¹**や学校警察連絡協議会等の設置・活用のほか、**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁵²**などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用し、地域の関係者との情報共有等を日常的に行うとともに、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防災・防犯・交通安全等の取組を行う。
- 地域で起こりうる災害それに係る避難場所や避難経路、避難方法等について保護者や地域住民と情報共有や検討を行うためのワークショップ等を開催する。また、地域住民とも連携しながら校区における防災マップを作成するなど、地域の災害特性等に係る知見を共有する。
- 地域住民の意見も取り入れながら、防災マニュアル等の作成・見直しを行い、児童生徒等が登下校中に災害が発生した場合の対応も含め地域住民とも共有する。
- 地域住民や地域の防災組織（自主防災組織）、各自治体防災部局、防災関係機関等と連携し、各自治体や地域で実施する防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練、防災教育等を実施する。
- 安全点検や児童生徒等の見守り活動、通学路の交通安全の確保に関する**推進体制等**においてPTA等の参画⁵³を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。
- 「自転車安全利用条例」での自転車損害賠償保険等への加入や自転車乗車用ヘルメットの着用促進に当たり、保護者への周知と協力を得ながら安全確保の徹底を図る。

（2）関係機関との連携による安全対策の推進

【課題と方向性】

- 通学時（通園時を含む）の安全は、通学路の事故防止に関する交通安全の観点、犯罪被害防止に関する生活安全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。

54 ため池入り禁止看板



【写真：宮城県】

55 SNSに起因する事犯に係る被害
児童数の推移 (人)

	小学生	中学生	高校生	合計
R 3	83	718	937	1,738
R 2	84	695	917	1,696
R元	72	847	1,044	1,963

(警察庁生活安全局少年課)

56 子供の性被害の推移 (人)

	児童買春事犯等	児童ポルノ事犯	合計
R 3	1,504	1,458	2,962
R 2	1,531	1,320	2,851

※児童ポルノ事犯の被害態様は、児童が自らを撮影した画像に伴う被害、盗撮、児童買春・淫行行為、強制性交等・強制わいせつ等

(警察庁生活安全局少年課)

57 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

58 PAZ：原子力発電所から概ね5km圏内

準PAZ：UPZのうち、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（原子力発電所から概ね5～30km圏内の有人離島、牡鹿半島南部）

UPZ：原子力発電所から概ね5～30km圏内

59 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることを想定

- 令和3年に実施した通学路における合同点検の結果等を踏まえ、スクールガード等による見守り活動等のソフト面での対策に加え、横断歩道等の交通安全施設の整備等について、地域の実情に応じた効果的なハード面での対策を関係機関が連携して実施している。
- 県内での児童がため池に転落し死亡した事故を踏まえ、危険箇所の共有と立入りをさせないなどの対策⁵⁴が課題となっている。
- 近年、SNSに起因する児童生徒等の被害⁵⁵は、全国的に増加傾向にある。
- 子供の性被害が高水準で推移する現状⁵⁶を踏まえ、被害の根絶に向けた取組の促進が課題となっている。
- 県内でも多くの学校が、指定避難所⁵⁷に指定されており、避難所の円滑な開設・運営を図るために、避難所の運営主体となる自治体防災部局等が学校、地域の防災組織（自主防災組織等）などと平時から連携を深めておくことが不可欠である。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 地域の危険箇所について、通学路の事故防止に関する交通安全、犯罪被害防止に関する生活安全、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点から、自治体の各担当部局や警察等の関係機関、保護者、地域住民、学校とが連携して、立入りをさせない、危険箇所として共有する、見守り等を強化するなど対策を行っていく必要がある。
- 地域の自然条件等に関して専門的知識を有している関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていく。
- 自治体の指定緊急避難場所や指定避難所とされている学校においては、その位置付けや災害時の運営方法、役割分担等について、自治体防災部局や地域住民と確認する。
- また、地域住民や各自治体防災部局、防災関係機関等と連携し、各自治体や地域で実施する防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練、防災教育等を実施する。
- PAZ・準PAZ・UPZ⁵⁸内に所在する学校においては、県及び自治体の原子力安全担当の部署と連携を取り、原子力被害を想定した危機管理マニュアルの作成及び避難訓練を実施する。
- 特別支援学校は、障害のある児童生徒等とその家族の指定福祉避難所⁵⁹となり、直接の避難先となり得ることに留意が必要である。
- SNSに起因する児童生徒等の被害を防止するため、家庭や関係機関等と連携した情報モラル教育や講話等を実施し、保護者に対してもSNSに起因する被害防止を周知する。

3 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

【課題と方向性】

- 県内において、令和3年に白石市内の小学校で防球ネット支柱折損による児童死傷事故が発生したほか、他県においても、学校内施設による児童生徒等の負傷事故が複数発生している。
- 学校の施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、定期点検⁶⁰として、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされており、加えて、教職員の目視等による日常的な点検が行われている。
- 学校施設の維持管理は、設置者（教育委員会等）の責務であり、学校施設を適切に維持管理するためには、設置者と学校の教職員がそれぞれの立場に応じて点検等を連携していく必要がある。
- 一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない。
- 学校施設の点検については、教職員による日常的な点検では専門的な観点からの判断は困難である。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 白石市における防球ネット支柱折損による児童死傷事故の白石市事故調査委員会の提言や白石市教育委員会の再発防止策を踏まえ、同様の事故が発生しないよう周知徹底に努める。
- 県教育委員会が作成した、教職員が行う点検のポイントや留意点などを映像としてまとめた「学校施設・設備等の安全点検における参考資料」⁶¹を活用して、日常や定期等の安全点検及び校内研修を実施するよう周知する。
- 各学校における学校施設・設備の点検の参考となるよう、点検を行う際のポイント等をフィールドワークにより学ぶ「学校施設等安全点検講習会」⁶²を継続的に実施する。
- 技術職員が在籍する部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

60 「学校保健安全法施行規則」第28条

61



62



【写真：県教育委員会】

63 廊下等にどのような危険があるかを探し、「危険箇所のマーク」を考案し、それぞれの危険な場所に掲示



【写真：県教育委員会】

64 「公立学校施設の耐震改修状況フオローアップ調査の結果（文部科学省）」

（令和4年4月1日現在）

○ 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施状況

・幼稚園	全国 69.5%
	宮城県 55.9%
・小中学校	全国 66.1%
	宮城県 46.0%
・高等学校	全国 54.7%
	宮城県 92.0%
・特別支援学校	全国 66.5%
	宮城県 95.0%

65 中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現しつつ、こうした学校施設に求められる機能を確保するため、域内の学校施設の老朽化等の状況を把握し、地域における学校施設の役割等を考慮した上で、中長期的な施設整備の具体的方針・計画を示すもの。

学校

- 学校施設等における事故防止に当たっては、児童生徒等による危険箇所の分析を取り入れた安全教育⁶³や、設置経緯不明等の理由により点検の対象外となるものがないようにするなどの安全管理を徹底する。

（2）施設・設備の安全性の確保のための整備

【課題と方向性】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。
- 昭和50年代に多くの学校施設が建築され、建物が築後30年を経過し、老朽化が進んでいる。
- 県内における学校施設の整備について、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策は全て完了したが、その一方で、市町村立学校施設における非構造部材の耐震対策⁶⁴が遅れている。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 老朽化対策は喫緊の課題であるため、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）⁶⁵を踏まえ、長期的に活用していく長寿命化への転換、事後保全から予防保全への転換を図り、学校施設を計画的に整備する。
- 非構造部材の耐震対策がなされていない市町村立学校施設については、必要な耐震対策に早急に取り組むよう努める。

(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

【課題と方向性】

- 過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかつたもののその可能性があつたと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ごうとする関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 教育委員会及び学校の管理職は、子供の視点や意見も踏まえつつ、学校管理下における重大事故につながり得るヒヤリハット事例⁶⁶を次の教育活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し校内研修を進める機会⁶⁷を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努める。
- 学校においては、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されているか、各教育委員会が定期的に確認する。
- なお、県教育委員会において、各学校の事故防止のための校内研修実施の参考となるような研修事例を作成する。

(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

【課題と方向性】

- 学校管理下での事件・事故発生時は、学校及び設置者は児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速・適切な対応を行うとともに、発生原因の究明や安全対策の検証、児童生徒等の心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組などの対応が求められる。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 学校での事故発生時には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、救急要請などを行う。死亡事故及び重篤な事故が起こった場合には、設置者と連携し、「学校事故対応に関する指針」⁶⁸に基づいた対応の徹底を図り、その調査結果等を再発防止策に生かす。

66 ヒヤリハット事例を踏まえた生徒自身による危険箇所の把握



【写真：県教育委員会】

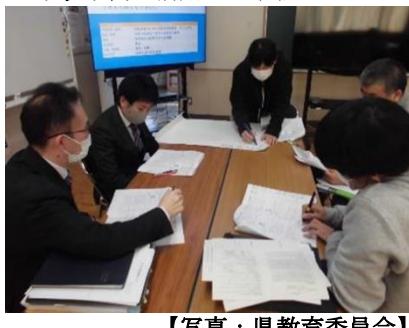
自校のけが等の発生状況を踏まえた事故防止



【写真：県教育委員会】

67 事故防止に向けた教職員の校内研修

○ 「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理の事故事例を活用した研修



【写真：県教育委員会】

68 学校における事故等の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るための指針

【「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理】

○ 指針に基づいて平成28年4月から令和元年10月までに文部科学省に提出された詳細調査報告書について横断的に整理したもの。

4 学校における安全に関する教育の充実

(1) 安全教育に係る時間の確保

【課題と方向性】

- 安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。
- 各学校においては、副読本の活用を年間指導計画に位置付け、防災教育に取り組んできたほか、防犯に関する生活安全や交通安全教室などの交通安全に取り組んでいる。
- 各学校においては、安全教育が保健体育をはじめ関連する教科などで体系的に実施され、その指導の充実を図ることが求められる。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 教科等横断的な視点による系統的・体系的な安全教育が県内全ての学校で展開されるよう、各教科や特別活動等における安全に関する指導内容のつながりを整理し、1年間の中で指導すべき内容を示すとともに、教職員の研修を推進する。
- 県教育委員会は、各教科等における安全に関する指導内容を、副読本の活用の仕方も含めて提案し、専門的立場の方々からの学習機会の確保のため、警察署や消防署、社会福祉協議会などの関係機関の協力を得るなど、市町村教育委員会及び学校を支援する。

学校

- 学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組む。その際、副読本の活用等を年間指導計画に位置付け、効果的に活用できるようにする。
- 安全教育の実施に当たっては、警察署や消防署、社会福祉協議会など専門的立場の方々からの学び⁶⁹は参考になることから、積極的に取り入れる。

69 警察署による防犯教室



【写真：県教育委員会】

鉄道会社による踏切の渡り方指導



【写真：県教育委員会】

(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

【課題と方向性】

- 本県は、自然豊かな県土であるとともに、地震のほか、津波や河川の氾濫、土砂災害、火山噴火など地域それぞれの災害特性があることを理解する必要がある。
- 各学校においては、最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題となっており、児童生徒自身が住む地域がどのような災害のリスクがあるかを理解し、そのリスクから安全を確保できる防災教育が求められる。
- 各学校における避難訓練は、授業時間だけでなく休み時間等の実施や、停電などの場面設定でなされるなど取組が工夫されており、いつどのようなときに災害が発生しても、「自助」、「共助」、「公助」の視点を取り入れた実践的な訓練を含む防災教育が行われている。
- 一方で、震災後、副読本の活用をはじめ防災教育に関する体験的・実践的な取組は県内に広がっているが、その取組状況には地域差があるので、一層の活用を推進する。

70 東日本大震災の教訓を踏まえ、学校安全の一層の充実を図るため、東北大学災害科学国際研究所等と協力して開催



【写真：県教育委員会】

71 自主防災組織等における次世代のリーダーなど将来の地域の防災活動の担い手を育成するため、平成29年度から開催

(受講者は「宮城県防災指導員」の申請をして有資格者となる)



【写真：県教育委員会】

【具体的な方策】

県教育委員会

- 学校及び地域と連携した避難訓練の優良事例を収集し、「みやぎ学校防災ポータルサイト（みやぼう）」において、市町村教育委員会や各学校の参考となるよう周知する。
- これらの取組について知見を有する防災関係機関や大学などの専門機関との調整を行うなど、学校の取組を支援する。
- 実践的な防災教育に関する実践事例等を共有する場として、フォーラム⁷⁰等を定期的に開催する。
- 中学生や高校生に対し、宮城県防災指導員養成講習や、みやぎ防災ジュニアリーダー養成研修⁷¹等への積極的な受講を促すことにより、地域防災の将来的な担い手づくりを支援する。

市町村教育委員会・学校

- 学校が立地する地域の自然環境やそれに伴う災害リスク、過去の災害での被害など地域の災害特性等を児童生徒等が理解できるよう、防災関係機関や地域の実情に詳しい住民等の協力を得ながら防災教育を実施する。

72 風水害に備えた行動を、一人ひとりがあらかじめ時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。



【写真：県教育委員会】

73 消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たす。さらに、平常時も、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たす。

74 町探検を通じて校区の安全マップを作成し、地域住民に向けて発表



【写真：県教育委員会】

75 高校生徒会による自転車ハザードマップの作成

新たな取り組みとして③

■「富谷市～富谷高校周辺～自転車ハザードマップ」の作成

- ▶ 大和警察署生活安全課から情報を受け、富谷高校周辺の危険箇所を提示したマッププリントを配布。
- ▶ そこに、自分たちの視点での危険箇所を赤丸でチェックし、具体的な危険・注意すべき場面についても墨書きしてもらいました。



【写真：県教育委員会】

- これらの防災教育を副読本等を活用した防災教育と関連付けることで、児童生徒等が、地域の災害特性等に応じて自らがとるべき行動の理解を促す。
- 児童生徒等が防災を自分事として捉え、いかなる災害においても的確に状況を判断し適切に行動できる力が備わるよう、災害時における自分自身の避難計画である「マイ・タイムライン」⁷² や「災害・避難カード」の作成、児童生徒等同士による地域の防災マップ作成といった取組を防災教育に取り入れる。
- 地域の災害特性を踏まえた実践的な避難訓練を実施していくとともに、避難訓練を実施する際に、安全な場所へいち早く避難するための行動を児童生徒等に自ら考えさせるなど、児童生徒等の主体性と訓練の実効性を高める工夫を行う。
- 学校は、児童生徒等が他者を助け、地域の一員として地域防災に貢献する「共助」や「公助」の力を身に付けるられるよう、地域における防災活動への参加等を防災教育に取り入れる。その際、消防団員⁷³や自主防災組織員等との連携も検討する。

(3) 学校における教育手法の改善

(幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信も踏まえて)

【課題と方向性】

- 各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点で関連性を持たせながら教育課程を編成・実施することが重要である。
- 県内の学校では、校区や校舎内の安全マップを作成している学校⁷⁴もあり、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組として効果的である。
- 県内の各自然の家では、社会教育主事が講師となり、児童生徒等に体験的な防災活動の提供を行っており、防災意識や技能の定着につなげている。
- 自転車の利用に当たっては、自転車利用者の責務や万が一に備えたヘルメット着用による安全確保の徹底が求められる。
- 生徒が主体となり、生徒自身の事故防止活動に加え、地域連携や校種間連携による自転車等事故防止の自主的な活動を推進⁷⁵していくことが重要である。

- 幼稚園等において安全教育を推進することは、幼児自らが命を守る行動を取れるようになる点や、保護者の理解や協力が得られやすい点、小学校以降の安全教育の取組に関する質の向上につなげられる点からも重要であり、本県においても園児向けの副読本を作成し、災害から命を守ることの意識付けを図ってきた。
- 特別支援学校における障害がある児童生徒等への安全教育を推進・発信することは、特別支援学級等での安全教育の推進にもつながる。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効であると考えられるため、県内の自然の家を活用した防災の体験活動を促すほか、デジタル技術を活用した学びによる安全教育を推進していくことを検討する。
- 「みやぎ高校生サイクルサミット」⁷⁶ や「みやぎ高校生自転車利用マナーアップ活動」⁷⁷ 等、高校生による交通事故防止活動や交通安全の主体的な活動を推進していけるよう支援する。
- 幼稚園等の安全教育の先進事例を収集するとともに、特別支援学校においては、防災教育の実践協力校として選出し、取組事例を各種研修会等で周知する。

市町村教育委員会・学校

- 各学校は、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組む。
- 児童生徒の交通安全の意識を高めるため、「交通安全教室」等を実施する。また、児童生徒の自主的な活動として、児童会・生徒会等主催の「あいさつ運動」や「みやぎ高校生マナーアップ運動」等を行う。
- 幼稚園における安全教育の内容については、幼稚園教育要領の領域「健康」以外にも幼児の安全と密接に関係する内容が盛り込まれていることを踏まえ、避難訓練の事前指導として副読本⁷⁸を活用するなど様々な場面を通じて総合的に指導する。
- 特別支援学校や幼稚園を含め、児童生徒等の発達の段階や個々の状況、地域の特性は多様であることから、安全に関する指導方法を固定的に捉えるのではなく、様々な試みを関係者間で積極的に共有しながら、その教育効果を検証し、効果的な方法を見い出していく。

76 高校生同士が自転車の交通事故防止や運転マナー向上等に向けて意見交換



【写真：県教育委員会】

77 高校生の自転車走行中の交通事故及び違反警告件数が多いことから、交通事故防止と交通ルールの遵守・マナーの向上及び定着化を図るために、各学校の特色を生かし、学校組織として生徒主体の活動を実践する。

78 幼稚園版の副読本『みんなえがおで』



(4) 現代的な諸課題への対応

【課題と方向性】

- 学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。
- 特に、性犯罪・性暴力対策については、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」⁷⁹の一層の推進をしていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じた。
- 弹道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、学校が安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の実施が重要である。
- GIGAスクール構想⁸⁰の実現に当たっては、児童生徒等にID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要である。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

81 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知。令和4年4月1日改訂）の考え方に基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したもの。

82 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（環境省・文部科学省）」の内容を踏まえ、県教育委員会では、近年の県内の暑さ指数（WBGT）の現状や「熱中症事故防止のための運動・日常生活に関する指針」なども含め、学校における熱中症事故防止と熱中症発生時の対応について、重要なポイントを取りまとめたもの。



83 新学習指導要領の実現を目指すものであるとともに、「G I G Aスクール構想」公表以後の国の施策や動向なども踏まえた内容

- 「みやぎの教育情報化推進計画」⁸³に基づき、ファイアー・ウォール類の設置、ネットワーク等の監視、ユーザー情報の適正な認証等管理、強固な物理的・技術的セキュリティを施すなど、適切な監視と運用に努める。また、人的セキュリティについては、活用を停滞させ利便性を損なうことのないよう対策と活用のバランスを図りながら、各種会議や研修の場などを通じたセキュリティの向上に努める。

学校

- 「生命（いのち）の安全教育」を学校安全計画に柔軟に位置付けで実施する。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。
- 各学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校における熱中症対策ガイドライン」等を踏まえ、気温や温度、暑さ指数が高い日は、熱中症等の健康被害が発生する恐れを考慮し、マスクを外すなどの対応を行い、熱中症予防に努める。
- 弹道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、適切な情報収集体制や、安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの整備及び避難訓練を実施する。
- 児童生徒等にID・パスワードの適切な管理など情報モラルやサイバーセキュリティについて指導するとともに、これら教育の充実を図る。

5 東日本大震災等の教訓の継承

【課題と方向性】

- 東日本大震災では、児童生徒等をはじめ、多くの方々の大切な命を失ったが、震災から何年経過しても、震災の教訓を語り継ぎ、いかなる災害からも、皆が命を守れるようにしていくことが求められる。
- 検討会議の提言では、いかなる災害でも「児童生徒等の命を確実に守る」という強い覚悟を定着させるため、校長や教職員の防災意識をこれまで以上に高めることが必要であることや、東日本大震災を経験していない児童生徒等が増え、震災の記憶や関心の低下が懸念される中、被災地の訪問や地域住民との交流等を通じ、児童生徒等に震災での経験や教訓を伝え、命の大切さを学ばせることが必要であることが示されている。
- 現在、県内においても、震災の伝承施設や震災遺構が各地で開館し、現地を訪れ、震災の教訓を学ぶことができる貴重な機会となっている。
- 副読本（小学校3・4年生用）の発行から9年が経過したが、震災の教訓に加え、令和元年東日本台風の教訓や最新の防災情報などの最新の知見を取り入れ、震災後に生まれた児童生徒等が増えていくことを踏まえ、防災を我が事として考えられる教材に改訂する必要がある。

○ 県教育委員会では、各学校における災害後の学校再開の参考となるよう「学校再開ハンドブック」⁸⁴を取りまとめるとともに、被災自治体の要請に基づき、被災地において予想される学校教育の混乱の解消に向けて、教育復興を支援する「災害時学校支援チームみやぎ」⁸⁵の構成員となる教職員の養成を継続している。

○ 将来の地域防災活動の担い手となる高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成しており、震災に伴う人口流出やコミュニティの再編、あるいは少子高齢化等により組織率の低下や構成員の高齢化といった課題がある中、新たな担い手として期待される。

○ 平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年10月東日本台風では、ともに「特別警報」が発表され、県内でも甚大な被害を受けたが、昨今の災害の激甚化を踏まえ、その教訓の継承が必要である。

○ 県内外において、子供たちの命を守る学校防災が確実に展開されるよう、我々には震災の教訓を語り継ぎ、被災時の対応を伝えていく責任がある。

84 東日本大震災での学校再開までの成果・課題や平成29年関東・東北豪雨や平成28年熊本地震の教訓等を生かし、次の災害に備え、各学校が、地域、関係機関と連携し、いち早く学校再開を果たせるための対応について、必要となる手順や事前整備及び対応方法等を示したもの。



85 大規模災害で被災した教育委員会等の支援要請に基づき、当該教育委員会並びに被災地の各学校が抱える課題を聞き取り、東日本大震災等の経験を踏まえた助言、意見交換等を行い、児童生徒等及び教職員を支援するもの。



【写真：県教育委員会】

養成研修及び修了者を対象に、「フォローアップ講習会」を実施

【具体的な方策】

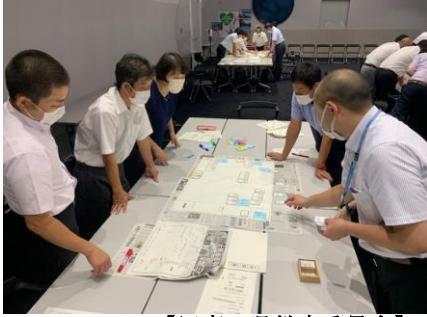
県教育委員会

- 県教育委員会は、震災の教訓を風化させないためにも各種研修等を通して、教職員への確かな継承と共通認識を図る。
- 研修等を実施する際は、関係機関等と連携を図り、講師等の人材活用による質の高い研修等を行う。
- 各学校で震災遺構や伝承施設の訪問による防災教育が展開されるよう、県の震災伝承担当部局と連携し、訪問に関する支援体制を検討する。
- 副読本の作成から間もなく10年が経過することを踏まえ、副読本を順次改訂する。震災後の災害や最新の知見等を取り入れるとともに、作成に当たっては、学校から活用しやすさなどのニーズを調査して参考とする。
- 「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」の開催を通して、震災の教訓を踏まえた取組実践等を広く県内外に発信する。
- 災害発生後の早急かつ円滑な学校再開のため、教職員が行うべきノウハウやスキルをまとめた「学校再開マニュアル」を研修等で活用するとともに、平時においても「災害時学校支援チームみやぎ」の構成員を講師⁸⁶に、学校における災害発生時の対応を学ぶ研修会を実施するとともに、要望があれば学校にも派遣する。
- 県内唯一の災害科学科がある多賀城高等学校⁸⁷と連携し、将来の地域防災活動の担い手となる高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成し、県内全体の地域防災力の一層の向上を図る。

市町村教育委員会・学校

- 震災の教訓を風化させないよう、校内研修を充実させて教職員への確かな継承と共通認識の浸透を図る。
- 震災の教訓を児童生徒等に語り継ぐとともに、後世に伝える取組を実践し、自他の命を守るために行動できる児童生徒等を育成する。
- 児童生徒等が震災の経験や教訓を通じ命の大切さを学べるよう、震災の状況や復旧・復興の様子、震災当時の同年代の子供たちの思いを感じる作文や詩を教材とした副読本⁸⁸等を活用して学習する。

86 「災害時学校支援チームみやぎ」の構成員を対象とした研修会講師に当たっての研修



【写真：県教育委員会】

87 東日本大震災から学んだ教訓を将来にわたり語り継ぎ、今後、国内外で発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくための人づくりを進めるために、平成28年4月、県内で初めて全国で2例目の防災系専門学科「災害科学科」を多賀城高等学校に開設。



【写真：県教育委員会】

88 防災教育副読本「未来への絆」では、震災当時の同年代の子供たちの思いを感じる作文や詩に触れることができる。





【写真：県教育委員会】
語り部のオンラインによる講話



【写真：県教育委員会】

- 被災地に直接触れる防災教育は、防災を我が事として考えるきっかけになることから、被災地訪問を通じた学習や、語り部の活用による学習、被災地の住民や同世代の児童生徒等との交流などを、オンラインでの学習も考慮しながら、積極的に取り入れる⁸⁹。
- それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスクなど地域の実情を踏まえ、例えば「みやぎ鎮魂の日」や「震災の月命日」、「学校安全の日」等における定期的な防災や安全に関する学習を自校の学校安全年間計画に位置付け、それぞれの防災や安全の学習を関連付けて実施するなど、児童生徒等が防災や安全への意識や关心を継続的に高められるような取組を行う。

【県内の主な震災遺構及び伝承施設の紹介】※宮城県及び「3.11 伝承ロード」ホームページより抜粋

■みやぎ東日本大震災津波伝承館

東日本大震災と同じ悲しみと混乱を繰り返さないために、震災の記憶と教訓を永く後世に伝え継ぐために整備され、令和3年6月に開館した施設。



■石巻市震災遺構大川小学校

遺構を中心とした広場には、説明板を設置し、展示室では、震災前後の写真等のパネルや地域模型、実物資料を展示。震災をめぐる事象と教訓を伝える役割を果たし、民間による語り部活動も行われている。



■気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館

東日本大震災の記憶と教訓を伝え、警鐘を鳴らし続ける「生きた証」である震災遺構と、防災・減災教育の拠点として整備された震災伝承館は一体的に観覧ができる、また、語り部ガイドや防災・減災体験プログラムも実施する。



■震災遺構仙台市立荒浜小学校

東日本大震災当時、指定避難所であり、2階まで津波が押し寄せたが、児童や教職員、地域住民等320人が避難し、救出された。現在は津波による犠牲を再び出さないため、震災遺構として公開し、津波の脅威や教訓を後世に伝えている。



■山元町震災遺構中浜小学校

東日本大震災の大津波から90名の命を救い、小学校の歴史に幕を閉じた。写真や映像では伝えられない大津波の痕跡や震災の脅威を保存し、震災の教訓を風化させず、災害に対する備え・意識の大切さを伝承する。



■石巻市震災遺構門脇小学校

隣接する石巻南浜津波復興祈念公園と日和山との「震災伝承エリア」の主要施設として位置付け、津波と津波火災の痕跡をとどめる本校舎3階までの一部を保存し、内部を見学でき、特別教室、屋内運動場を展示館として併設している。



IV 参考指標

「第3次学校安全の推進に関する計画」（文部科学省 令和4年3月）の各主要指標に掲げられた宮城県（仙台市を除く公立学校）の状況
「令和3年度学校安全に係る調査（令和3年12月1日現在）」等の調査結果より

1 学校安全に関する組織的取組の推進

※「-」はデータ無し

（1）学校経営における学校安全の明確な位置付け

主要指標	令和3年度数値
学校安全を学校経営に位置付けている学校数	100%
学校における校内体制の整備状況（校内安全委員会、学校安全部などの設置）	95.8%
学校安全について、学校評価において扱っている学校数	100%

（2）学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

主要指標	令和3年度数値
学校安全計画の策定状況	100%
各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況	100%
学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校数	100%

（3）危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実

主要指標	令和3年度数値
危機管理マニュアルの策定状況	100%
各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況	100%
災害の種類（津波、水害、土砂災害、火山）及び学校の立地（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況	100%
地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況	100%
危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況	17.5%
事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況	—

（4）学校における人的体制の整備

主要指標	令和3年度数値
校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員（学校安全主任（主事）など）が位置付けられている学校の割合	100%
学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制	100%

(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

主要指標	令和3年度数値
校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制	100%
危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況	100%

2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

(1) 家庭、地域との連携・協働の推進

主要指標	令和3年度数値
地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数	93.9%
学校安全に関するPTAの参画状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）	見守り活動 64.9%

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

①通学時の安全対策の推進

主要指標	令和3年度数値
市町村通学路交通安全プログラムの策定状況	33 市町村
各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況	34 市町村

③災害発生時の避難所運営に係る取組

主要指標	令和3年度数値
地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合	100%

3 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

①学校における安全点検に関する手法の改善

主要指標	令和3年度数値
児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数	—

②学校設置者による点検・対策の実施

主要指標	令和3年度数値
専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数	—

(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備

主要指標	令和3年度数値
学校施設における老朽化対策実施率（公立）	—
学校施設における非構造部材の耐震対策実施率（公立）※仙台市を含む	53.1%

(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

主要指標	令和3年度数値
重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況	—

4 学校における安全に関する教育の充実

(1) 安全教育に係る時間の確保

主要指標	令和3年度数値
学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況	100%

(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

主要指標	令和3年度数値
実践的な避難訓練の実施（余震の想定、停電時や悪天候の想定など）	100%
地域の災害リスクや災害の種類（津波、水害、土砂災害、火山）に応じた安全教育の実施（消防団等との連携状況など）	100%
地域住民との協働による避難訓練の実施（避難所設営訓練など）	42.0%

(3) 学校における教育手法の改善

主要指標	令和3年度数値
デジタル技術を活用した安全教育の実施状況	—

(4) 現代的課題への対応

主要指標	令和3年度数値
SNSに関する安全教育の実施状況	—
性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況	—
SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け	—

5 東日本大震災等の教訓の継承

(1) 学校安全を意識化する機会の設定の推進

主要指標	令和3年度数値
各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況	92.6%

※令和2年9月時点

『みやぎ学校安全基本指針』 後世に伝えたい「8つ」の教訓

【教訓 1】

防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！

【教訓 2】

これまでの避難訓練の見直し！

【教訓 3】

二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認！

【教訓 4】

状況に応じた安否確認マニュアルの設定！

【教訓 5】

保護者と引き渡しルールを事前に確認！

【教訓 6】

市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！

【教訓 7】

登下校中及び在宅時の避難対応の指導！

【教訓 8】

学校を中心とした専門家による心のケア！

新たな学校防災体制構築に向けた「4つ」の方針

「宮城県学校防災体制在り方検討会議」（令和2年12月報告）の提言を踏まえて

「みやぎ学校安全基本指針『追補版』」（令和3年4月策定）より

方針1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化

- 震災の経験が薄れていく中、学校が法的に負う「安全確保義務」の自覚や、いかなる災害でも「児童生徒等の命を確実に守る」という強い覚悟を定着させるため、校長や教職員の防災意識をこれまで以上に高めることが必要
- 災害がいつどこにでも起こりうる状況の中、地域で起こりうる全ての災害について、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、不測の事態にも対応できる力の養成が必要
- いかなる危機に直面しても的確に判断し、主体的かつ適切に行動できる力が身に付くよう、教職員同士が意見を出し合い、地域の災害特性等を踏まえたあるべき防災の取組等を組織として継続的に検討する研修等を行う工夫が重要

今後の取組の方向性

1 管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 管理職や震災後に採用された若い世代の教職員等に対し、当時の経験や教訓を生の声で伝える被災地訪問等による研修を実施
- 学校防災において、児童生徒等の命を守ることを最優先に考えなければならないことを、全教職員に対し研修等を通じ指導

2 教職員の災害特性等を踏まえた高いレベルの防災知見の獲得

【学校】

- 大学や市町村防災部局、地域に詳しい住民等と連携しながら、地域の災害特性等を踏まえた高いレベルの防災知見を獲得し、学校管理下の様々な状況下での災害対応力を養成する研修を実施

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 管理職や防災担当者が校内研修を行えるよう、研修等で具体的な事例を交えた講義や演習等を実施するとともに、校内研修で講師として協力してもらう専門機関等の調整を支援

3 教職員の主体的かつ適切に行動できる能力の養成

【学校】

- 全教職員が危機に直面しても主体的かつ適切に行動できる力を身に付け、教職員間で迅速かつ円滑に対応するためのコミュニケーション能力を養成するため、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、あるべき防災の取組等をグループワークで教職員同士が意見を出し合い、組織として継続的に検討する体験型研修を実施

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 教職員等が上記の取組を行うための研修を実施

4 教職員の不測の事態にも適切に対応できる能力の養成

【学校】

- 全教職員が学校管理下における様々な状況下での災害に迅速かつ適切に対応できるよう、地域で起こりうる全ての災害について、管理職や防災担当者不在時を想定した避難訓練や、火災等の二次災害で校舎が使用できない場合を想定した避難訓練などを実施
- 不測の事態でも、児童生徒等の命を確実に守れるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブランド型の避難訓練、加えて訓練後の振り返りを通じたグループワークなどにより、その時々の状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を養成

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 教職員等が上記の取組を行うための研修を実施するとともに、学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導
- 優良事例を情報収集し、市町村教委と連携しながら各学校と共有

5 防災担当者等における防災体制等の充実強化に係る資質・能力の養成

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 各校の防災担当者が防災教育や防災体制を充実強化できるよう、大学や自治体防災部局等と連携しながら、地域の災害特性等を把握するために必要な知識や教職員の災害対応力を向上させる研修等を実施

【学校】

- 防災担当者は、研修等で学んだ内容を自校の全教職員と共有し、防災教育の推進や防災体制の構築等につなげる

方針2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

- 震災を経験していない児童生徒等が増え、震災の記憶や関心の低下が懸念される中、被災地の訪問や地域住民との交流等を通じ、震災での経験や教訓を伝え、命の大切さを学ばせることが必要
- 児童生徒等において、「自助」の観点から、主体的に行動できる力を養うため、発達の段階に応じ防災を自分事として捉える防災教育が重要
- 少子高齢化が進み、将来的な地域防災の担い手育成が求められており、「共助」や「公助」の意識醸成に加え、地域の一員としての自覚を持って地域防災に積極的に参加する行動力の養成も必要

今後の取組の方向性

1 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の推進

【学校】

- 発達段階に応じ自助、共助、公助の力が身に付くよう、各教科や特別活動等で横断的な防災教育を実施
- 【県教育委員会・市町村教育委員会】
 - 近年の自然災害に対応した防災教育プログラムの作成・更新や防災教育の充実強化に資する研修、学校の取組に対する助言等支援

2 「命を守る」意識の醸成

【学校】

- 児童生徒等が震災の経験や教訓を通じ命の大切さを学べるよう、防災教育副読本等を活用して学習
- 被災地訪問を通じた学習や、語り部による学習、被災地の住民や同世代の児童生徒等との交流など、被災地に直接触れる防災教育を実施

3 防災への関心を継続的に高める取組の推進

【学校】

- 「震災の月命日」等における定期的な防災学習を年間指導計画に位置付け、それぞれの学習を関連付けて実施するなど、児童生徒等が防災への意識や関心を継続的に高められるような取組を実施
- 児童生徒等が主体的に関心を持って防災に取り組めるよう、自然の家における防災活動に役立つプログラムや、地域に対する防災啓発の活動などの体験型学習も防災教育に取り入れる

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- これらの取組等による防災教育の時間を確保し、その内容が効果的なものになるよう指導するとともに、全学校で防災教育が進むよう、他校の参考となる優良事例を創出・発掘し、広く普及

4 地域の災害特性等と、とるべき行動の理解を促す防災教育の実施

【学校】

- 地域の自然環境やそれに伴う災害リスク、過去の災害での被害など地域の災害特性等を児童生徒等が理解できるよう、防災関係機関や地域の実情に詳しい住民等の協力を得ながら防災教育を実施
- これらの防災教育を、防災教育副読本等を活用した防災教育と関連付け、地域の災害特性等に応じて自らがとるべき行動の理解を促す

5 防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成

【学校】

- 児童生徒等が防災を自分事として捉え、いかなる災害においても的確に状況判断し適切に行動できる力が備わるよう、災害時の自分自身の避難計画である「マイ・タイムライン」等の作成や、児童生徒等同士による地域の防災マップ作成といった取組を防災教育に取り入れる
- 避難訓練の際に、安全な場所へいち早く避難するための行動を考えさせるなど、児童生徒等の主体性と訓練の実効性を高める工夫を行う

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 上記取組に知見を有する防災関係機関や大学等の調整などを支援

6 将来的な地域防災の担い手育成

【学校】

- 他者を助け、地域の一員として地域防災に貢献する共助や公助の力が身に付くよう、防災教育に地域の防災活動への参加等を取り入れる

【県教育委員会】

- 中高生に対し防災指導員養成講習や防災ジュニアリーダー養成研修等への積極的な受講を促し、地域防災の将来的な担い手づくりを支援

方針3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

- 学校は、地域の災害特性等について継続的に最新の知見を得るとともに、火災等の二次災害や、管理職や防災担当者不在時の災害対応など、不測の事態にも対応できる防災体制を構築することが必要
- その際、残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者のみならず、全ての教職員が組織的に対応できる体制を整備することが不可欠
- 教育委員会は、学校における防災体制がより強固なものとなるよう、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学等と連携しながら、学校における取組の指導や支援を行うことが必要

今後の取組の方向性

1 地域の災害特性等の把握

【学校】

- 学校長は、自治体の防災部局や大学、住民等と連携し、学校防災マニュアルや訓練等が地域の災害特性等を踏まえ適切となるよう見直す

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 各自治体の防災部局や大学などの協力を得ながら学校の取組を支援

2 不測の事態に備えた学校防災体制の整備

【学校】

- 学校長は、学校防災マニュアル等に地域で起こりうる全ての災害や、火災等の二次災害を想定した内容を明記し、過去の災害やハザードマップの想定を超えるような災害に備えた複数の避難場所や避難経路を設定し、それらが適切かどうかを訓練等を通じて検証する
- 学校長は、管理職や防災担当者不在時でも、残りの教職員が適切に避難指示等行えるよう、管理職等不在時の権限委譲ルールを明確化
- 日頃の防災業務のほか、実際の災害対応等において防災担当者に業務が集中しないよう、組織として対応できる学校防災体制を整備
- 防災担当者は、どの担当者が不在でも組織的に対応できるよう、それぞれの役割等を理解させるための校内研修等を定期的に実施

3 学校の事前防災に係る点検及び不備の是正

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 学校防災マニュアル等が地域で起こりうる災害や、二次災害を想定しているかを点検し不備を是正指導するとともに、避難訓練等の参観を通じ改善点等を指導
- 二次・三次避難場所等が適切かを実地調査し不備を是正指示するなど、学校の事前防災が地域の災害特性等を踏まえ適切であるよう指導

4 学校防災体制等に係る客観的な課題の検証

【学校】

- 学校長及び防災担当者は、災害時に避難行動が確実に行われるよう、児童生徒等の役割設定による教職員のみの避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を通じ、学校防災マニュアル等の実効性や課題を客観的に検証し、継続的な改善につなげる

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 県教委は、避難訓練等を通じた学校防災マニュアル等の改善が適切に行えるよう、ガイドラインの作成等により学校の取組を支援
- 県教委及び市町村教委は、各学校が地域の災害特性等やるべき取組を検討・共有できるよう、防災担当者によるWG等を通じ、防災教育や校内研修等の企画、学校防災マニュアル相互点検等の取組を支援

5 学校の取組に対する支援等

【県教育委員会】

- 学校の防災教育や防災体制の充実強化に向けた取組を支援できるよう、相談窓口の設置や、大学などの協力によるアドバイザー派遣、安全担当主幹教諭や防災主任のネットワーク等による支援を含め、学校に対する更なる人的支援を検討
- 学校防災の実効性確保のため、避難訓練の評価や指導に資する手引きや、学校防災マニュアル見直しのためのガイドライン等を作成

6 災害時における防災担当者等による災害対応支援

【県教育委員会】

- 被災校の災害対応や早期再開を支援できるよう、「災害時学校支援チームみやぎ」を養成するとともに、チーム活動を支える体制を整備

方針4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築

- 児童生徒等は、学校よりも、家庭を含め地域にいる時間の方が長いことから、学校防災の取組について、家庭や地域住民の共通理解や協力が不可欠
- 学校は地域の防災拠点としての重要な役割を担っており、地域住民も学校との連携を深めることが必要。また、自主防災組織の活性化や新たな担い手確保等の観点から、児童生徒等に地域の一員として積極的な参加を促すことが重要
- 日頃から学校と地域が、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの協力を得ながら連携・協働体制を構築し、震災の教訓や地域の災害特性等に係る知見を共有するとともに、学校と地域が方向性を一つにして、地域ぐるみで防災マニュアルの見直しや防災訓練など防災の取組を継続的に行うことが重要

今後の取組の方向性

1 地域の災害特性等に係る知見の共有

【学校】

- 各自治体の防災部局や大学、地域の実情に詳しい住民等と連携しながら、地域の自然環境や社会的条件、それに伴う災害リスク等を理解し、地域で起こりうる災害それぞれに係る避難場所や避難経路、避難方法等について保護者や地域住民と情報共有や検討を行うためのワークショップ等を開催するとともに、地域住民とも連携しながら校区における防災マップ作成等により、地域の災害特性等に係る知見を共有

2 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保

【学校】

- いかなる災害にも地域住民と一緒に迅速かつ適切に対応できるよう、地域住民の意見も取り入れながら学校防災マニュアル等を作成・見直しし、児童生徒等が登下校中に災害が発生した場合の対応も含め地域住民とも共有
- 避難所等に指定されている学校は、その位置付けや災害時の運営方法、役割分担等について、自治体の防災部局や地域住民と確認
- 地域住民や各自治体の防災部局、防災関係機関等と連携し、各自治体や地域で実施する防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練、防災教育等を実施
- その際、不測の事態において、その時々の状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を地域住民とともに身に付け、災害対応の実効性を高められるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練、あるいは訓練後の振り返りによる改善点を共有

3 関係機関等との協働による学校と地域の連携に対する支援

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 学校と地域が連携した防災教育やワークショップ、学校防災マニュアル等の見直しや避難訓練等が円滑に進められるよう、安全担当主幹教諭や地域コーディネーターを養成し、積極的に活用するとともに、大学や各自治体の防災部局等との協働により支援

4 地域ぐるみの学校防災に係る優良事例の創出や普及等

【県教育委員会】

- 市町村教委及び全学校において地域と連携した防災体制の構築が進むよう、地域ぐるみの学校防災に係る優良事例を創出・発掘し、実践集やフォーラム等を通じ、学校や関係者に対し広く普及
- 保護者や地域住民が、児童生徒等とともに震災の教訓を学び、防災に係る意識や関心を継続的に高められるよう、震災遺構や語り部等のネットワークを活用したプログラム等を関係機関と連携しながら対応

5 コミュニティ・スクール等を通じた継続的な連携・協働体制の構築

【学校】

- 日頃から地域と災害特性等に係る知見を共有し、合同による訓練等を実施できるよう、コミュニティ・スクール等の活用や、セーフティプロモーションスクール認証制度の導入等により、継続的かつ組織的な連携・協働体制を構築

大川小学校事故防止のための対策に関する『24の提言』

(大川小学校事故検証委員会平成26年2月報告)

1 事故防止のための対策

1 教職員の防災・危機管理教育の充実

(1) 教員養成課程における学校防災の位置づけ

提言1 文部科学省： 子どもたちの命を守る任務に関わる環境や防災に関する教育を、教職各教員養成大学 課程の基礎教育又は教養教育の必須科目と位置づけ、教員が確実にこれを学ぶことのできる環境を整備すること。

(2) 教職員に対する防災・危機管理研修の充実

提言2 文部科学省： 各学校の防災意識や危機管理意識を高め、具体的に子どもたちを被災各教育委員会 から守る実質的な研修を実施すること。また、その際には、地域住民を守る一般地域行政機関の研修や教訓とも十分な連携を図ること。さらに、研修実施に関しては、科学的・専門的な知識とともに、具体的で実効性のある研修方法を習得した講師に、これを行わせること。

各学校： これら研修の内実を自校の実情に照らして職員会議等で必ず議論し、職員間で共有すること。

(3) 教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

提言3 文部科学省： 学校現場向きのCRM訓練又はそれに類するノン・テクニカル・スキルの訓練手法を開発すること。

教職員や教育委員会メンバーの緊急時対応能力をさらに高めるため、想定外の状況やジレンマ状況における行動と意思決定に関する教育訓練手法を研究し、将来的には都道府県・市町村教育委員会がそれを研修に取り入れよう求めること。

都道府県教育委員会： 上記訓練法を教員研修に取り入れること。また、校長、教頭などの管理職に平常時及び緊急時のそれぞれに求められるリーダーシップの教育訓練を実施すること。

各学校： 教職員間のコミュニケーションを促進し、(職位、年齢、経験などにおいて)下のものから上のものへの意見の表明、間違いの指摘がしやすい職場風土を醸成するとともに、上のものが必要なリーダーシップを發揮できるよう、適切な権威勾配を維持するよう努めること。

迷ったときは児童生徒の安全を何よりも第一に考え選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ、その旨を行動指針として折に触れ確認すること。

2 マニュアルの内容、策定方法のあり方

(1) 学校現場における災害対応マニュアルのあり方

提言4 各学校： 学校の災害対策マニュアルを検討するにあたり、その学校に及ぶであろう災害危険の種類を具体的に想定するなど、学校を取り巻く災害環境を十分に確認した上で、起こりうる災害種別に応じた適切な避難先・避難路・避難方法をあらかじめ定めておくこと。また、その内容を関係者に十分に周知徹底するとともに、実践的な計画であることを防災訓練などを通じて検証し、常に必要な改善を図ること。

教育委員会： 関係機関・専門家との連携体制を構築し、各学校における上記の取り組み（市町村）に対し、必要な専門的知見を提供が可能となるよう、これを支援すること。

(2) 災害対応マニュアル策定・確認体制の充実

提言5 教育委員会： 例えば下記のような仕組みを構築することにより、各学校の災害対応（市町村）マニュアルの整備状況を幅広い視点から定期的に確認し、その改善につなげるよう学校を指導すること。
・各校の学校評価における評価項目として明確な位置づけ
・各項のPTA役員会に対する協議の義務づけ
・学校同士のピアレビュー（相互評価）の仕組みの導入

3 学校における情報収集の重要性・連絡手段の確保

(1) 学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備

提言6 市町村： 学校や指定避難場所・避難所に対し、避難等に関する情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、以下の対策を講じること。
・防災行政無線のほかに、多様な情報手段の確保を図り、情報伝達の信頼性や冗長性を高めること。
・防災行政無線の戸別受信機の設置、衛星電話等によるホットライン等により、個別的かつ具体的に伝達や指示ができるシステムを確立すること。それらの装備やシステムは、停電や電話回線の輻輳あるいは地震動や浸水にも強いものとするため、非常時の電源確保や設置場所の見直し等を図ること。

(2) 学校からの能動的情報収集体制の構築

提言7 各学校： 災害時には自ら情報を取に行くという意識付けを図り、防災対応マニュアルにもその具体的な方法を明確にしておくこと。

各学校・市町村： 監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置し、洪水や津波あるいは周辺の火災などの状況がいち早く認識できるようにする。

各学校・地域： 例えば学校を地域の災害情報拠点として整備し、地域における情報の集約化や共有化が迅速に行えるようにすることなどにより、学校と消防団や自治会長等を含む地域住民との情報連絡体制を構築しておくこと。

4 地域・保護者との連携体制

(1) 学校防災における地域住民・保護者との連携

提言 8 各学校： 保護者や地域組織（町内会・消防団等）と積極的に協議する機会を持ち、学校における防災・危機管理対策に関する具体的連携を図ること。

市町村： 学校における防災・危機管理対策について、教職員と地域住民、保護者及教育委員会 び関係機関が連携・協議する場を設け、学校の災害対策マニュアルの確認と（市町村）その改善に向けた検討を進めること。

(2) 教職員の避難所運営の関わり方

提言 9 市町村： 学校が指定避難所となっている場合においても、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成するとともに、避難所運営計画の策定・避難所運営訓練などを行って、教職員に依存しない、確固とした避難所運営体制を構築すること。

教育委員会： この市町村の取り組みに協力するとともに、学校現場における実効性を確（市町村）認し、必要に応じ市町村の担当部局との連携・調整を図ること。

(3) 指定避難所の承諾および避難所運営に関する学校側

提言 10 各学校： 自校が住民の避難として適当かどうか、協議を図りつつも主体的に判断に関わること。その際、各種災害を想定し、また津波や洪水等の垂直避難をする緊急避難の場合と、生活（収容）避難を識別すること。さらに、承諾にあたっては、子どもの生命・安全の確保を最優先に考え、その上で住民の避難所運営にどのように協力できるかを主体的に検討すること。

教育委員会： 地域の指定避難所となっている学校について、災害直後から地域住民が学校へ避難し、また、学校敷地内で一定期間の避難所生活を営むことを前提に災害時対応マニュアルを策定するよう指導すること。またその際には、子どもが在校中に災害が発生した場合の避難者収容場所を具体的に想定するとともに、避難所生活を送る被災者と子どもが、一定期間、同じ施設を共用しなければならないことを前提に、その空間利用の在り方などを検討すること。

5 防災訓練・防災教育の充実

(1) 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練

提言 11 各学校： 考えられる災害を最大限想定し、その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法を共有し、その訓練をしておくこと。その際、特に次のような点に配慮すること。

- ・海岸及び河川近くの低平地に立地する学校では、一定の強震があり1分以上の長い揺れが生じた場合は、津波発生のおそれが高いことを考え、的確な情報収集を行うとともに、一刻も早く垂直避難を考えなければならないこと。
- ・避難訓練は、子どもが自ら判断・行動する能力の向上を意識し、教職員と認識を共有しつつ、全体として主体的に動くことのできる訓練であること。

教育委員会： 各学校が、各種災害に応じた適切な避難訓練をしているか確認し、その（市町村）状況に応じた指導を図ること。

(2) 保護者への引き渡しの考え方とその訓練の必要性

- 提言 12** 各学校： 子どもの引き渡し方法について、災害の状況に応じた具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図っておくこと。またその際、次のような点に配慮すること。
- ・地震発生時に津波の恐れのある場合は、原則として保護者も子どもと一緒に高台に避難するよう促し、子どもを引き渡す場合であっても保護者が安全な高台避難を意図している場合に限ること。
 - ・引き渡し時は保護者確認が原則であるが、保護者が迎えに来られない場合を想定し、具体的な方策を策定しておくこと。

(3) 避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み

- 提言 13** 各学校： 個々の教職員が地震・津波といった自然現象に関する確かな基礎知識と防災意識を持ち、学校近隣の地域環境的状況にも精通し、防災訓練と連動した防災教育を行うこと。その防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。

6 災害に備えた学校の立地・設計

(1) 防災・安全面を考慮した学校の立地

- 提言 14** 文部科学省： 子どもの安全や防災上、学校に適した立地の基準をより具体的に規定すること。
- 学校設置者： 上記の基準に関わらず、沿岸部の学校の立地にあたっては、津波や風水害を意識した立地条件を考慮すること。また、学校を高台に建設することが困難な場合でも、近隣に避難する高台がある場所を選定し、高台までの避難路を確保すること。

(2) 校舎設計における防災・安全面への配慮

- 提言 15** 学校設置者： 学校の校舎等の設計に際して、地域の災害環境を十分に考慮し、起これ得る災害の種類別に危険性を考えて、これを校舎設計に反映すること。とりわけ、沿岸部で低平地に立地する学校では、その規模等のみから階高を検討をするのではなく、垂直避難の可能性を十分に考慮して、安全を確保できる高さの校舎とすることを検討すること。

7 ハザードマップ（災害想定）に関する正しい理解の促進

(1) 低頻度巨大災害の危険性の正しい認識

提言 16 市町村：これまで作成した、又は今後作成するハザードマップについて、その作成過程を見直すとともに、地域の地勢や地形などに即して具体的に検証すること。また、ハザードマップの内容が「安心情報」にならないよう、その正しい理解のための啓発と広報に努めること。さらに、ハザードマップを活用した地区ごとの避難計画を、住民参加のもとで作成すること。

住 民： そうしたハザードマップを自ら確認し、より詳細な手作りのマップを作成するなど、地域の危険性を具体的に確認するように努めること。

各学校： そのハザードマップと自校の立地条件（海岸部・河口・川等からの距離や海拔）を照合し、独自の避難マップを作るなど児童生徒の防災に努めること。

(2) リスクコミュニケーションにおける専門家の役割

提言 17 専門家： 災害の危険性について住民が正しく理解できるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションに努めること。

8 市町村防災部門の災害対応のあり方

(1) 避難所と避難場所のあり方の見直し

提言 18 市町村： 災害時の住民の安全を確保する責任を負うという立場から、いわゆる避難所の指定に際し、以下の配慮をすること。

- ・緊急避難場所と収容避難所とを明確に区別して指定や整備すること。
- ・緊急避難場所と収容避難所の区別を明確にしておくこと。
- ・特に緊急避難場所の指定に際しては、災害種別ごとにその安全性を十分に検討すること。
- ・緊急避難場所と収容避難所に対しては、行政として責任を持って情報提供を行うため、情報伝達手段・伝達経路などをあらかじめ整備すること。

(2) 住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し

提言 19 市町村： 災害時における学校や住民等への適確な情報伝達を確実なものとするため、以下の対策を講じる。

- ・災害時の広報内容について、事前に十分に検討し、その改善を図るとともに、広報手段の多様化や耐災化を図ること。
- ・行政機関相互の緊急時の情報連絡システム、行政と学校や地域とをつなぐ災害情報伝達システムの整備を図ること。また、それらのシステムが適切に機能するよう、その維持管理に努めるとともに、日頃から関係職員に対して研修・訓練を重ねること。

2 適切な事後対応のための対策に関する提言

1 事故対策本部機能のあり方

提言 20 市町村： 学校が被災した場合、その被災の程度に応じた事故対策本部を設置し、被教育委員会 害状況の把握、学校経営への支援、被害者・遺族の要望の把握などの活動を（市町村）速やかに展開できるような体制をとれるよう、あらかじめその計画を定めておくこと。

2 被災者・遺族支援のあり方

提言 21 文部科学省： 事後対応における下記の取り組みを実現するため、あらかじめ学校事故・災害の被災者・遺族支援に関するガイドラインを策定すること。
教育委員会： 上記ガイドラインを参考に、教育委員会及び各校の災害対応マニュアル（市町村）において事故・災害後の事後対応に関する計画を具体的に定める各学校 こと。

3 事故調査・検証のあり方

1 子どもに対する聴き取り等における配慮

提言 22 各学校： 学校内の事故・災害等によって生じた人的被害について、その事実経緯 教育委員会 や原因の調査のために、子どもから聴き取りを行う場合に備え、あらかじめ（市町村）そのあり方を検討し、必要な計画を立てるとともに、専門家との連携方法、聴き取り担当者の教育・訓練などを実施しておくこと。

2 調査・検証のあり方

提言 23 文部科学省： 学校内で事故が発生した場合に、事故調査・検証のためのガイドラインを作成すること。そのガイドラインでは、調査・検証を行う主体に関する判断（当該学校か、第三者機関か）、一般的な調査・検証の進め方、児童はじめ当事者に対する聴き取り時の配慮（提言 1 で記載したもの）、情報管理のあり方（原則として聴き取りの際は録音をすること、メモ類は廃棄しないこと、聴き取りの録取書の公開の是非）などについてできる限りわかりやすく記載すること。

3 調査・検証における透明性の確保

提言 24 事故調査活動において、会議をどの程度まで公開するかについて、調査の対象となる事故の種類、被害の状況、関係者の範囲などに鑑みて、慎重に判断すること。

みやぎ学校安全推進計画 (第2次)

発行年月 令和4年10月
編集発行 宮城県教育庁保健体育安全課
〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL022-211-3669
ホームページ掲載アドレス
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/anzensuishinkeikaku.html>

